

**第3次加須市
みんなで作る
防犯のまちづくり推進計画**

令和4年度～令和8年度

令和4年3月

加 須 市

はじめに

犯罪のない安全で安心して暮らすことのできるまちづくりは、市民の皆様共通の願いです。加須市では、平成 22 年 3 月に「加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進条例」を制定し、同条例に基づき策定した第 1 次、第 2 次の加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画により、これまで自主防犯組織や防犯活動団体の皆様や警察などの関係機関等と連携・協力を図りながら、犯罪の未然防止に係る施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。また、平成 24 年 12 月には、「加須市暴力団排除条例」を制定し、暴力団排除活動にも力を注いでまいりました。

しかしながら、重要犯罪の前兆と捉えられる子どもに対する声かけ事案、高齢者を対象としたオレオレ詐欺や架空請求詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺、自転車盗や住宅侵入盗など、市民生活の身近な場所での犯罪は依然として発生しており、引き続き、子どもの安全対策や高齢者等の特殊詐欺等被害防止などの防犯対策を講じていく必要があります。

このたび、「第 2 次加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画」の期間満了に伴い、本市の犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取組の成果や課題等も踏まえ、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 3 次加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画」を策定いたしました。

今後も、市、市民、事業者及び土地建物所有者等がそれぞれの責務を認識し、連携・協働しながら、一人ひとりが安心安全でいきいきと暮らせるまちの実現を目指してまいりますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 3 月

加須市長 **大橋 良一**

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
第2章	加須市の犯罪等の現状と課題	3
1	加須市内の犯罪発生状況（加須警察署調べ）	3
2	アンケート調査結果（第2次加須市総合振興計画策定時）	12
	(1) まちづくりアンケート調査	
	(2) 若者の進学・就職などの希望に関する調査	
3	第2次計画の評価	14
4	加須市の課題	16
	(1) 市民一人ひとりの防犯力、地域の防犯力の強化	
	(2) 子どもを犯罪から守るための対策の推進	
	(3) 特殊詐欺等の被害防止対策の推進	
	(4) 刑法犯認知件数の多い犯罪への対策の推進	
	(5) 防犯に配慮した環境の整備	
第3章	計画の基本的な考え方	18
1	基本理念	18
2	SDGs（持続可能な開発目標）との関連	19
第4章	基本方針画及び施策等	20
1	基本方針	20
2	目標の設定	21
3	施策の体系	23
4	施策及び取組内容	24
	基本方針1 防犯意識の向上	
	基本方針2 防犯体制の整備	
	基本方針3 防犯環境の整備	
第5章	計画の推進	72
1	推進体制	72

(1) 各主体の役割	
(2) 加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会	
(3) 庁内推進体制	
2 進行管理	73

【資料編】

・ 加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進条例	74
・ 加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会設置要綱	76
・ 加須市防犯のまちづくり推進計画庁内推進委員会設置要綱	78
・ 加須市暴力団排除条例	80

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、防犯のまちづくりの基本理念や、市、市民、事業者及び土地建物所有者の役割、並びに防犯のまちづくりを推進する基本事項を定めた「加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を平成22（2010）年3月に制定し、平成24（2012）年3月には施策を総合的かつ計画的に推進するための具体的な防犯対策などを明らかにした「加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

この計画は、持続的に防犯の取組を推進するためのものであり、平成29（2017）年9月には「第2次計画」を策定し、市民、事業者、土地建物所有者、警察・防犯協会などの関係機関・団体などと緊密に連携を図りながら、各種取組を実施してきました。

本市における刑法犯認知件数は、第1次計画の初年度の平成24（2012）年には1,124件でしたが、それ以降徐々に減少し、第2次計画期間中の令和2（2020）年には556件で半減しており、第2次計画に定める計画目標である「人口1,000人当たりの刑法犯認知件数」については、令和元（2019）年、令和2（2020）年と目標を達成した状況にあります。

しかしながら、依然として自転車盗、侵入窃盗など、市民に身近なところで犯罪が多く発生しています。また、子どもへの声かけ事案、高齢者の被害が後を絶たない特殊詐欺などもなくなっていないです。

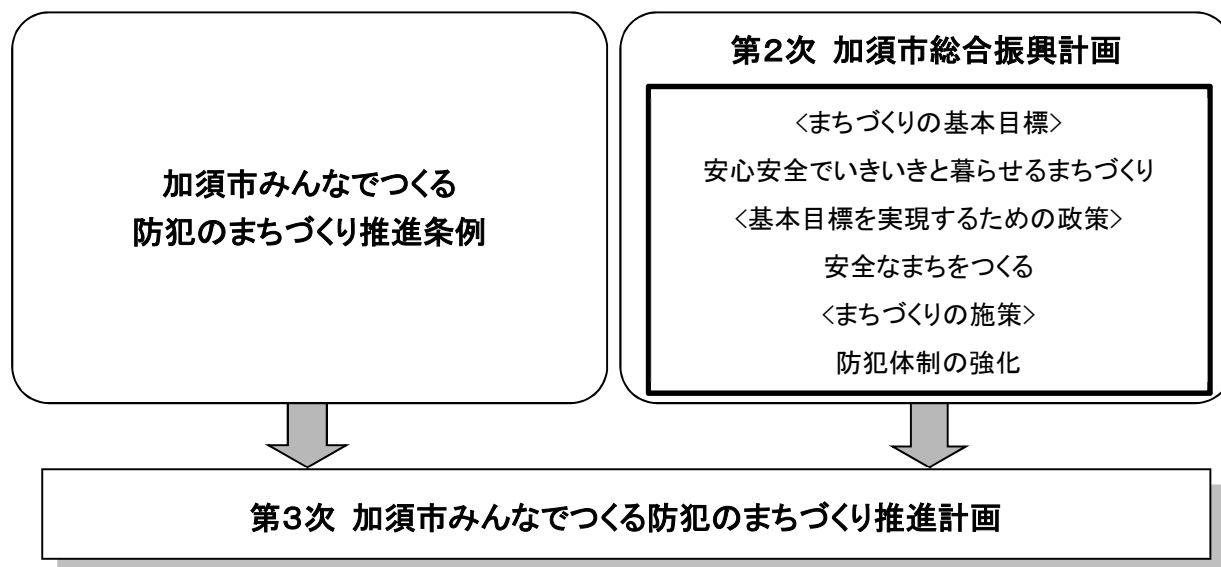
こうした中、第2次計画が令和3（2021）年度に計画期間が終了することから、刑法犯認知件数の大幅な減少などの成果を上げたこれまでの計画の体系等を生かしつつ、さらに当面する課題にも対応し、犯罪を起こさにくい地域環境づくりを一層前進させるとともに、条例の実効性をより確かなものにするために「第3次加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

本計画は、市、市民、事業者、土地建物所有者、警察や防犯協会などの関係機関・団体が連携・協働しながら防犯のまちづくりを推進していくための共通の基盤となるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、条例に基づき、防犯のまちづくりを推進する上での基本的な方向を明らかにするものであり、引き続き、市、市民、事業者、土地建物所有者等及び警察などの関係機関等が、「自らの地域は自らで守る」という連帯意識のもと、協働して犯罪が起こりにくい環境づくりを行い、犯罪のない地域社会の実現を目指して策定したものです。

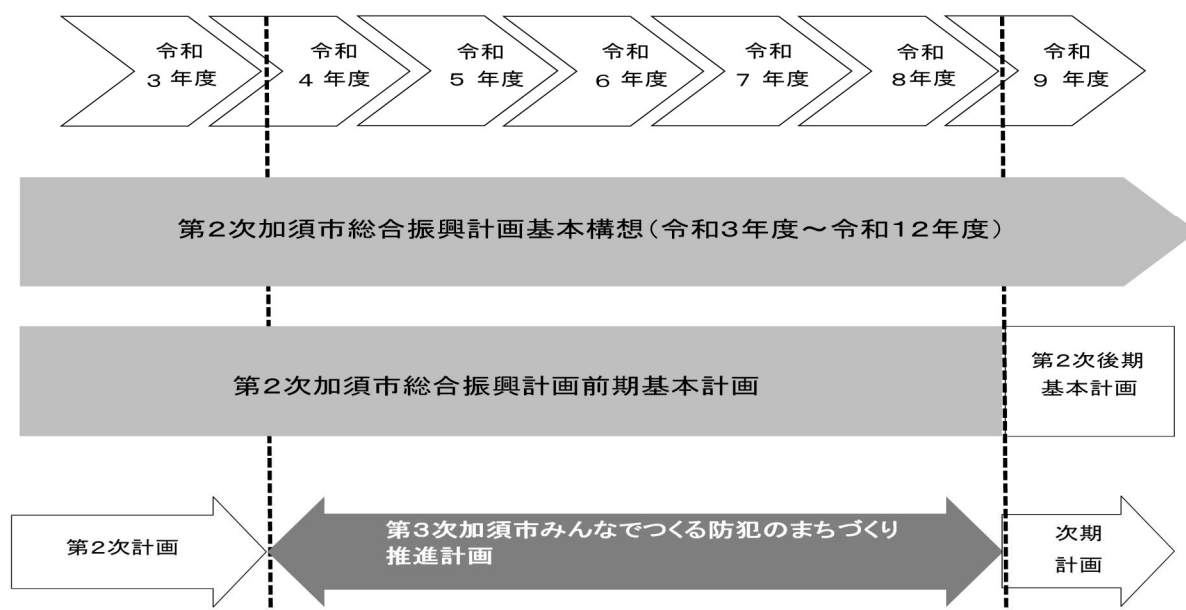
なお、策定にあたっては、「安心安全でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本目標とする第2次加須市総合振興計画などとの整合を図り策定しております。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

(第1次・第2次計画と同様)



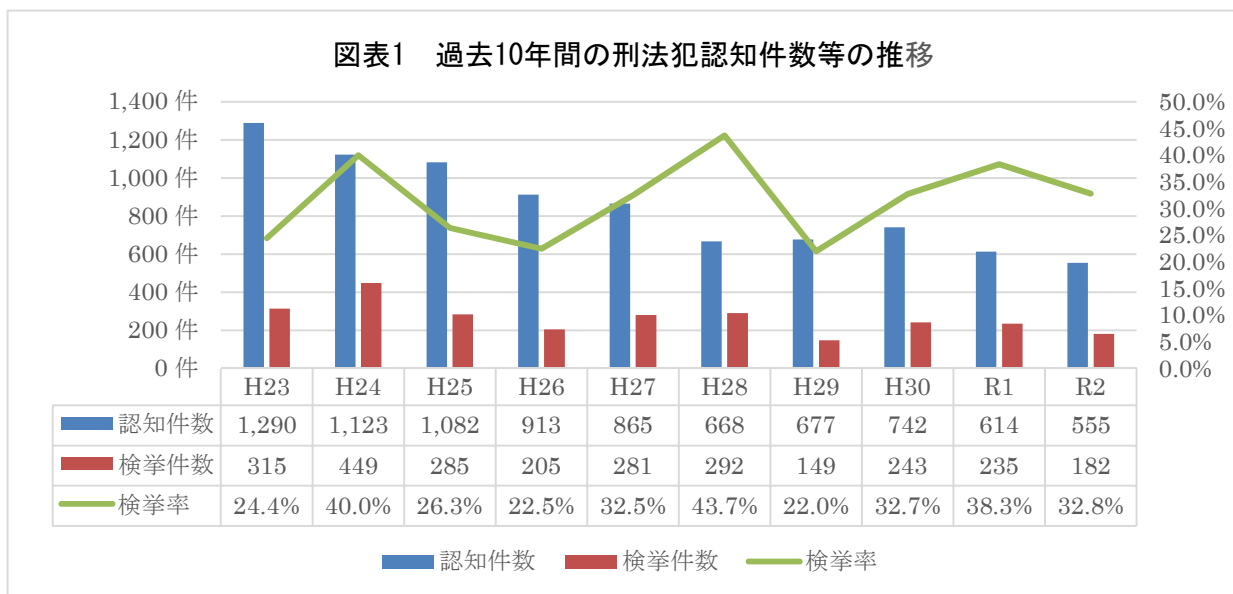
第2章 加須市の犯罪等の現状と課題

1 加須市内の犯罪発生状況（加須警察署調べ）

(1) 刑法犯認知件数等の推移

図表1に示したように、過去10年間の市内における刑法犯認知件数は、全体的に減少しました。

また、令和2年の検挙率は、年により変動はありますが平成23年に比べ8.4ポイント増加しています。



〈参考〉埼玉県内の刑法犯認知件数等

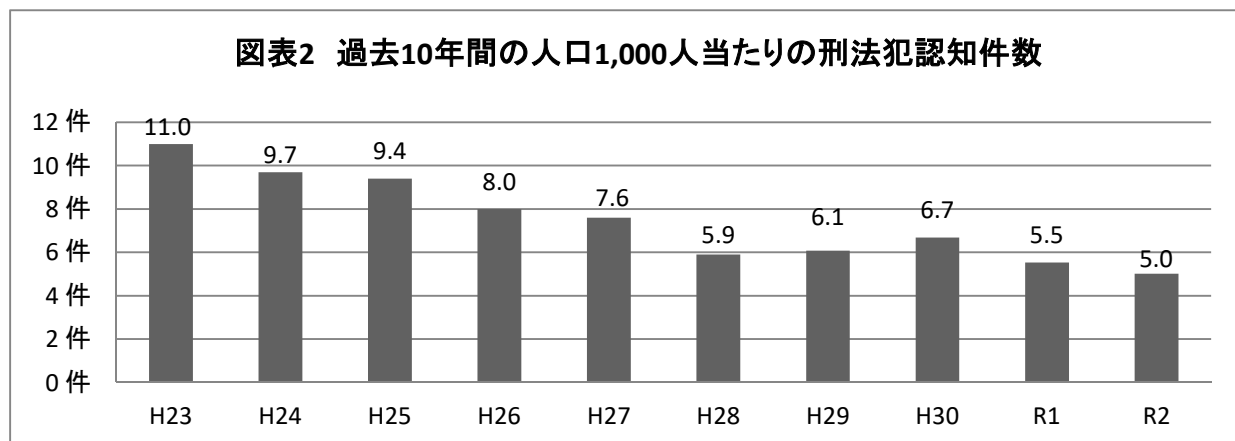
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数	100,253	93,157	84,154	76,857	73,456	69,456	63,383	60,001	55,497	44,485
検挙件数	29,126	26,704	23,689	21,300	19,056	18,051	17,776	18,433	18,750	17,754
検挙率	29.1%	28.7%	28.1%	27.7%	25.9%	26.0%	28.0%	30.7%	33.8%	39.9%

※ 刑法犯認知件数とは

刑法に規定する犯罪（道路上の交通事故に係る罪を除く）の発生を警察で認知した数をいう。

(2) 人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数

図表 2 に示したように、過去 10 年間の市内における人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数は、令和 2 年は 5.0 件で、平成 23 年の 11.0 件と比べてマイナス 6.0 (54.5%) と大きく減少しました。



<参考>埼玉県の人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
13.9	12.9	11.7	10.6	10.1	9.6	8.7	8.2	7.6	6.1

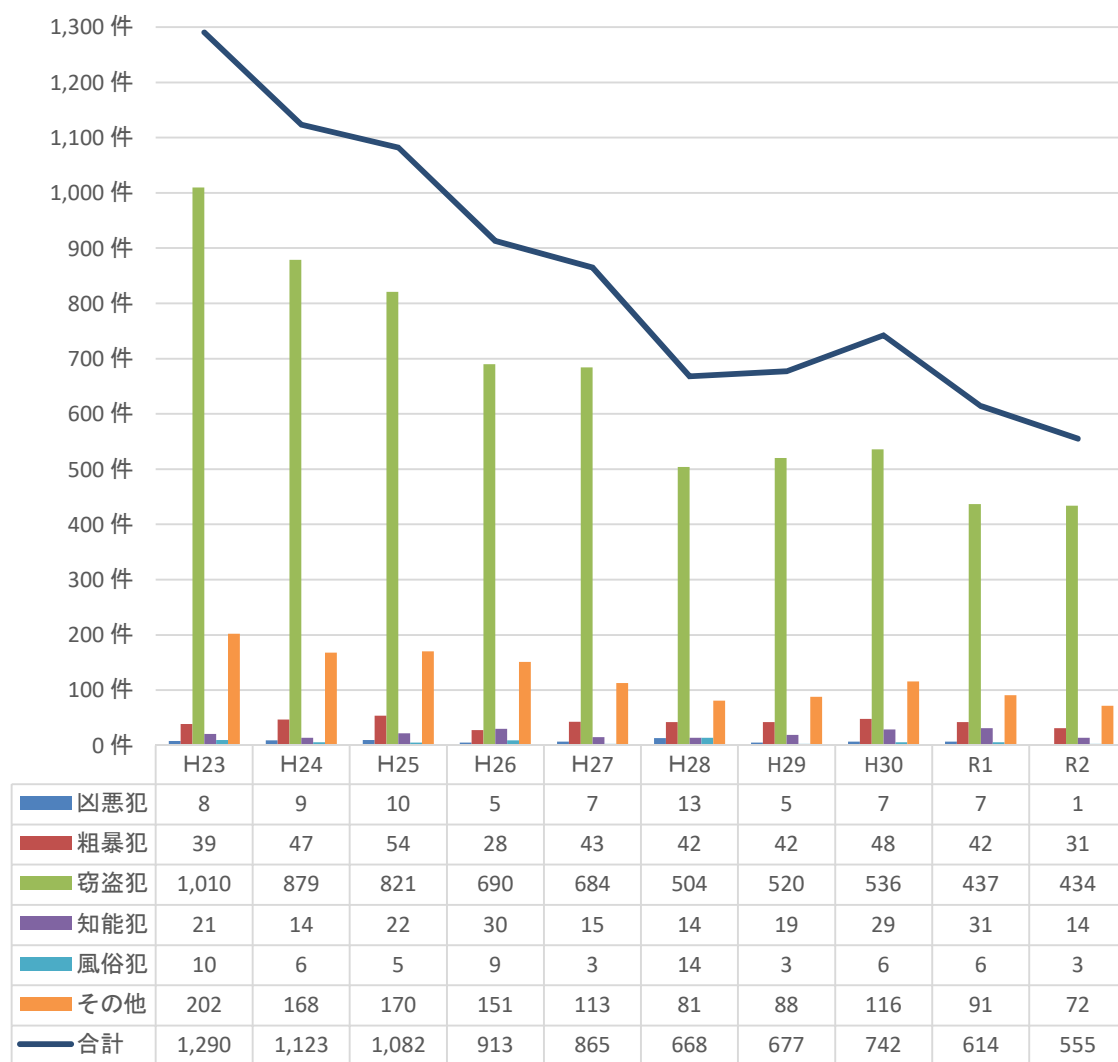
※ 人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数の算出方法

刑法犯認知件数 ÷ 毎年 12 月 31 日時点の人口 × 1,000 人

(3) 刑法犯包括罪種別認知件数の推移

図表3に示したように、過去10年間の市内における刑法犯認知件数を包括罪種別にみると、いずれも窃盗犯の件数が最も高くなっており、全体の割合でも7割台で推移しており大部分を占めています。(参考：令和2年 78.2%)

図表3 過去10年間の刑法犯包括罪種別認知件数の推移



<参考>埼玉県の刑法犯包括罪種別認知件数

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
合計	100,253	93,157	84,154	76,857	73,456	69,456	63,383	60,001	55,497	44,485

※包括罪種とは

刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」、「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したものをいう。

・凶悪犯：殺人、強盗、放火、強姦

・粗暴犯：暴行、傷害、脅迫、恐喝等

・窃盗犯：窃盗

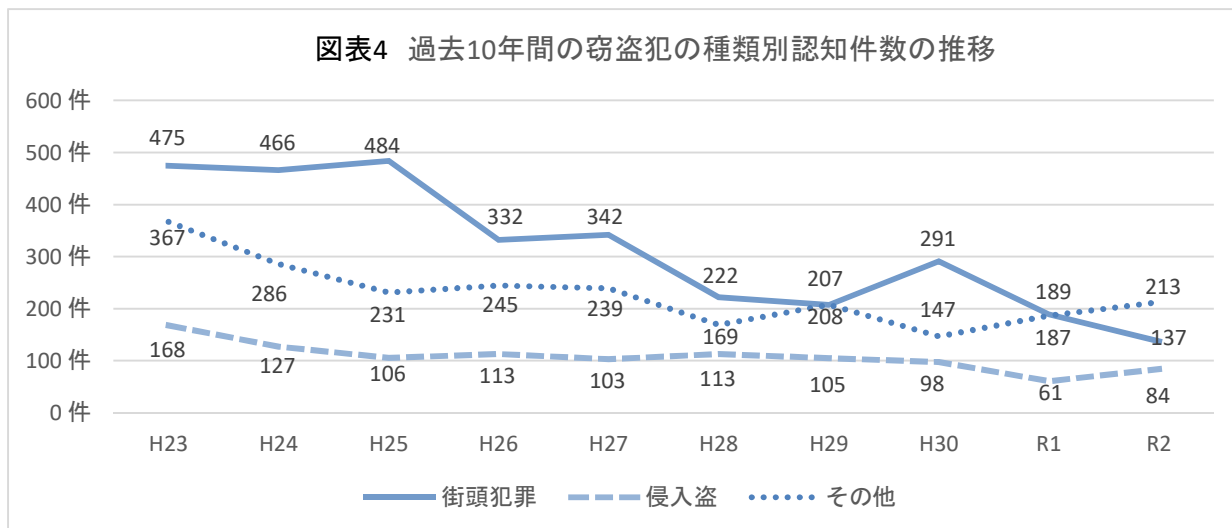
・知能犯：詐欺、横領、偽造、背任、汚職等

・風俗犯：賭博、わいせつ

・その他：公務執行妨害、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯

(4) 窃盗犯の種類別認知件数の推移

図表4に示したように、過去10年間の市内における窃盗犯を種類別にみると、年により変動はあるものの街頭犯罪、侵入盗及びその他窃盗とも、傾向としては減少傾向となっています。

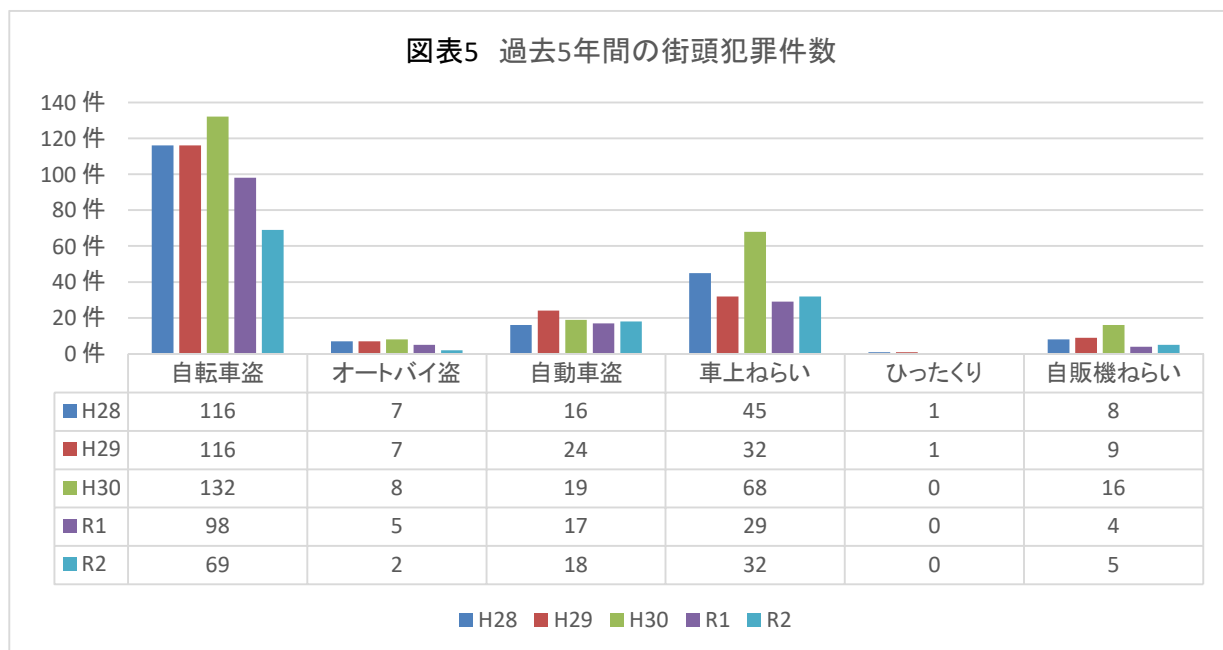


※ 窃盗犯の種類

- ・街頭犯罪: 自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、車上ねらい、ひったくり、自販機ねらい、部品ねらい
- ・侵入盗: 空き巣、忍び込み、事務所荒し、出店荒し、その他
- ・その他窃盗: 万引き、スリ等

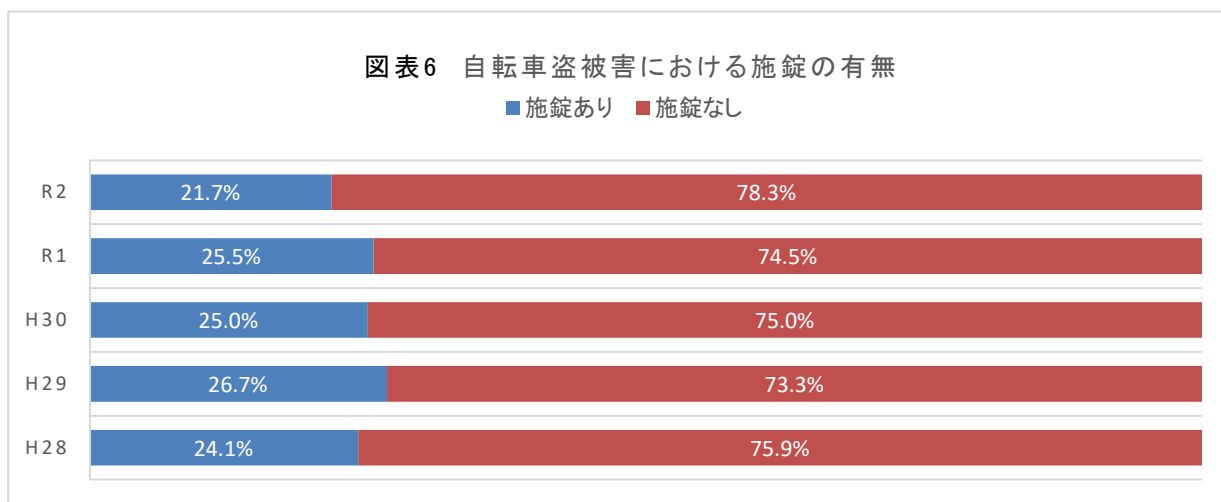
ア 過去5年間の街頭犯罪の状況

図表5に示したように、街頭犯罪のうち最も多く発生しているのは、「自転車盗」であり、次いで「車上ねらい」、「自動車盗」の順となっています。特に「自転車盗」の割合は5割から6割台となっており、街頭犯罪の中で最も大きな割合を占めています。



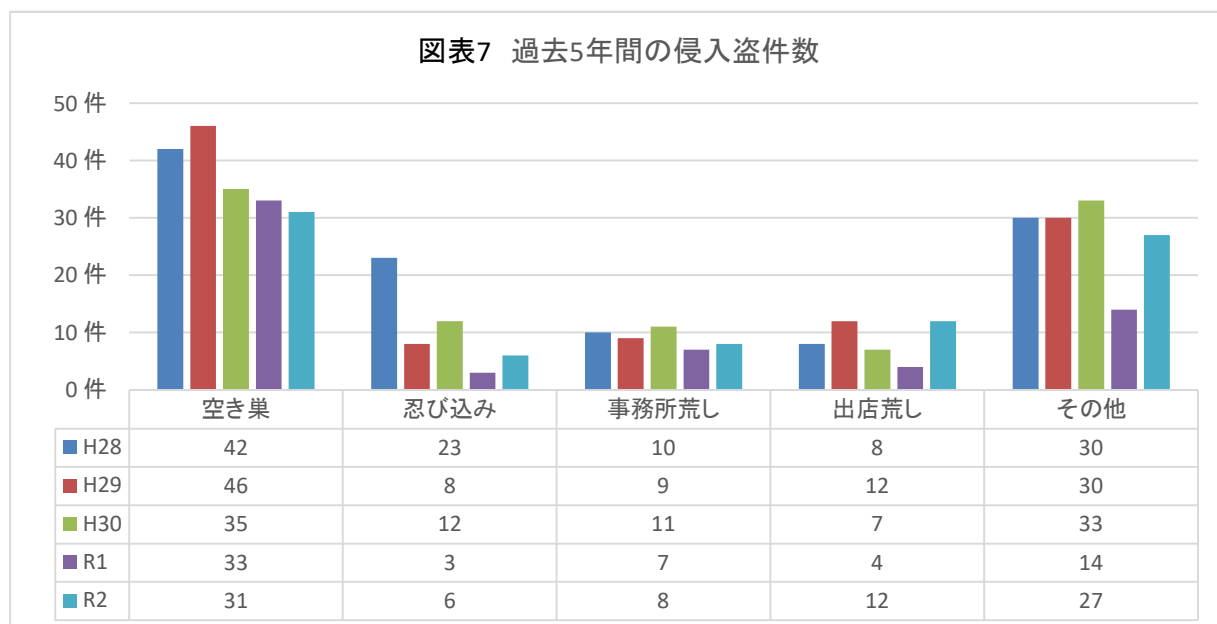
【参考】自転車盗被害における施錠の有無

図表6に示したように、自転車盗の被害のうち、過去5年間の施錠の有無をみると、施錠をしていないで被害に遭われている割合は7割を超えています。



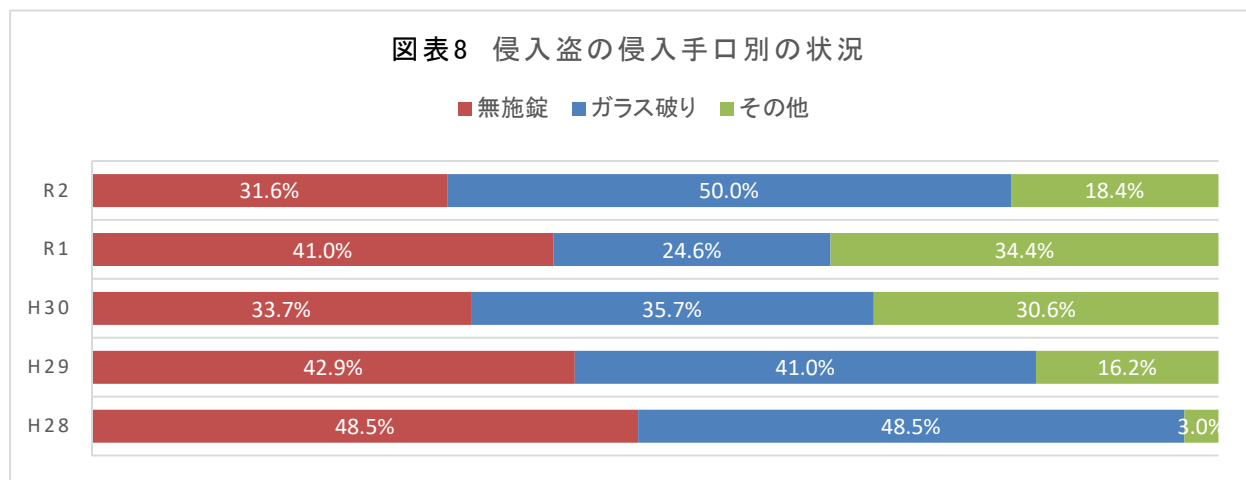
イ 過去5年間の侵入盗の状況

図表7に示したように、侵入盗のうち最も多く発生しているのは、「空き巣」であり、「忍び込み」と合わせた一戸建住宅を対象とした侵入盗の割合は、4割から5割台となっており、最も大きな割合となっています。



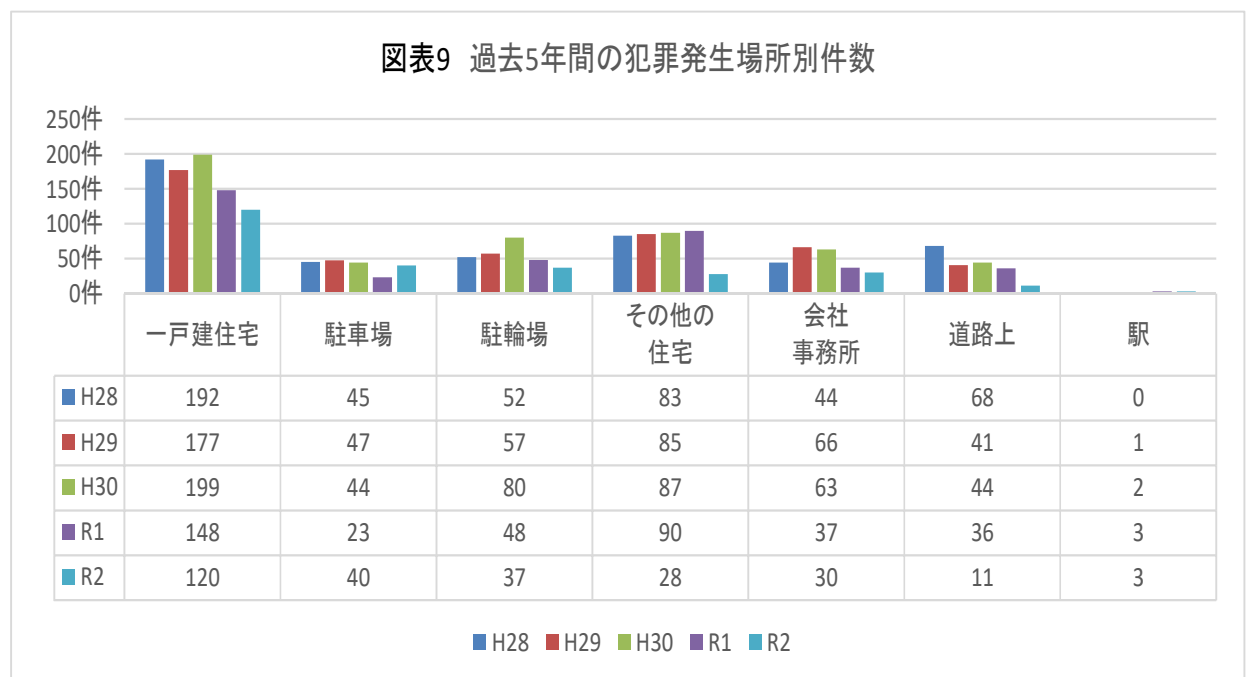
【参考】侵入盗の侵入手口別の状況

図表8に示したように、過去5年間でみると、侵入盗の侵入手口別では「無施錠」「ガラス破り」の割合が高くなっています。



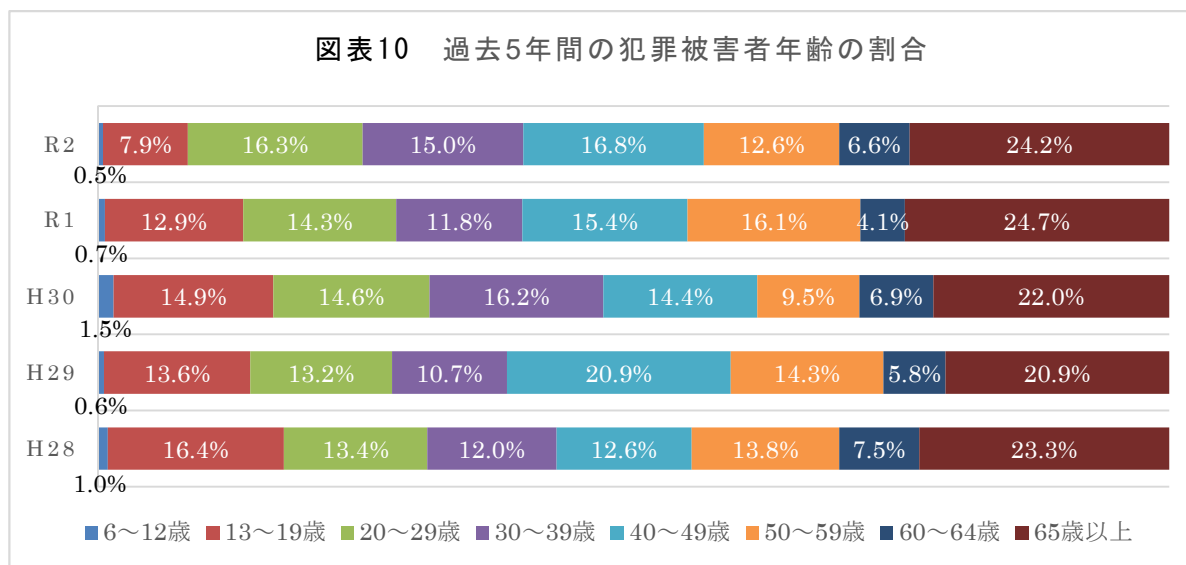
(5) 犯罪発生場所の状況（刑法犯認知件数）

図表9に示したように、過去5年間の市内における犯罪発生場所を7つ（一戸建住宅、駐車場、駐輪場、その他の住宅、会社・事務所、道路上、駅）に分類すると、「一戸建住宅」での被害が最も多くなっています。



(6) 犯罪被害者の年齢の状況（刑法犯認知件数）

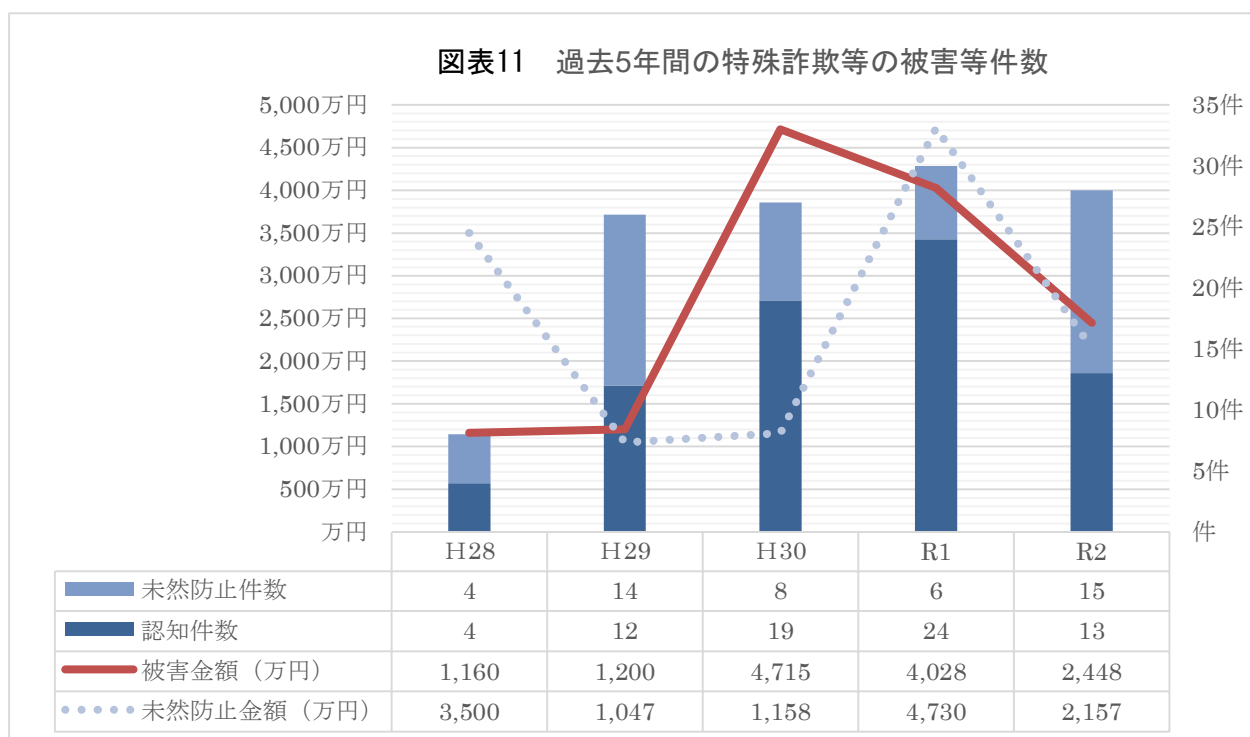
図表 10 に示したように、過去 5 年間の市内における被害者の年齢をみると、最も多く被害に遭っているのは、「65 歳以上」の高齢者となっています。



(7) 特殊詐欺等の発生状況

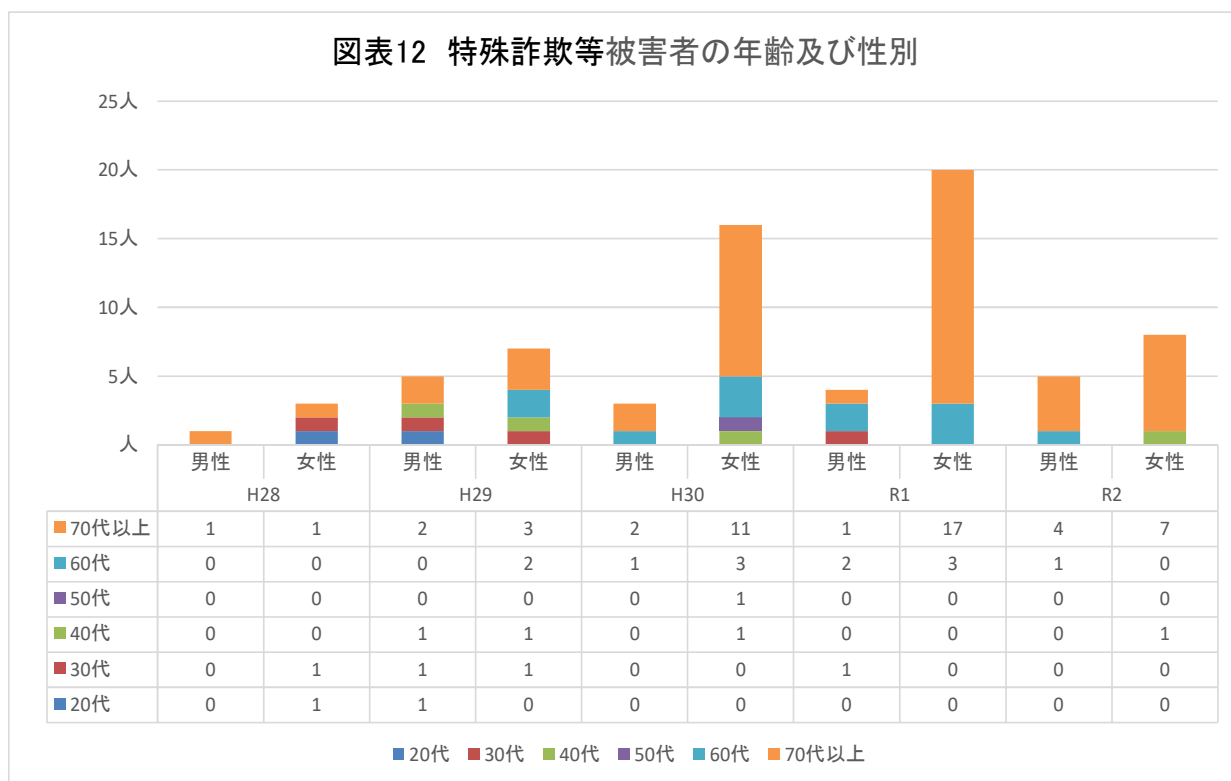
図表 11 に示したように、過去 5 年間の市内における特殊詐欺等の認知件数及び被害金額をみると、増減を繰り返しながら依然として発生しています。

一方で、金融機関等で特殊詐欺等の被害に遭いかけている人への声かけなどにより、特殊詐欺等の被害防止も着実に成果が挙がっています。



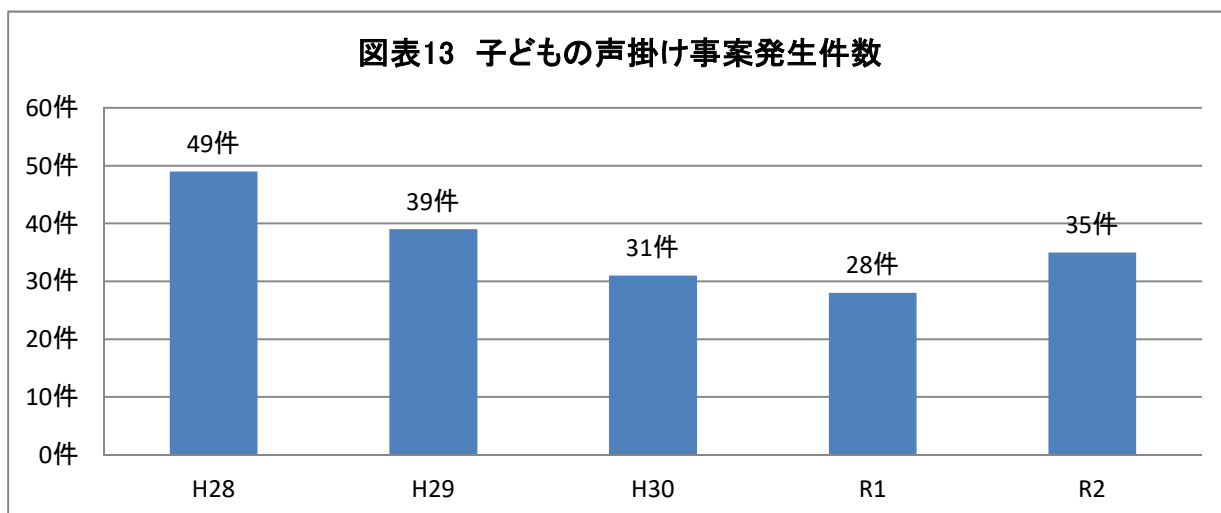
ア 被害者の年齢・性別

図表 12 に示したように、特殊詐欺等被害者を年齢及び性別でみると、「70 代以上」の高齢者、特に、「女性」が最も多く被害に遭っています。



(8) 子どもの声掛け事案の発生状況

図表 13 に示したように、過去 5 年間の市内における 18 歳以下の子どもに対して、犯罪行為には至っていませんが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、重大な犯罪の前兆として捉えられる事案は、横ばい傾向で毎年 30 件前後発生しています。



(9) 暴力団の構成員等（埼玉県内の状況）

図表 14 に示したように、埼玉県内での暴力団の構成員等は、埼玉県暴力団排除条例の施行（平成 23 年 8 月 1 日）時に約 2,790 人で、現在は減少したものの、過去 5 年間においては横ばいとなっています。

図表 14 埼玉県内の暴力団の構成員等の状況

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
構成員（人）		約 1,590	約 1,590	約 1,600	約 1,510	約 1,540
	構成員	約 950	約 950	約 840	約 770	約 730
	準構成員	約 640	約 640	約 760	約 730	約 810

2 アンケート調査結果（第2次加須市総合振興計画策定時）

(1) まちづくりアンケート調査

令和2年1月に、加須市の市政運営の指針となる「第2次総合振興計画」の策定に当たり、その基礎資料とするため、市内居住の18歳以上の男女5,000人を対象に実施されました。（有効回収数1,899票、有効回収率38.0%）

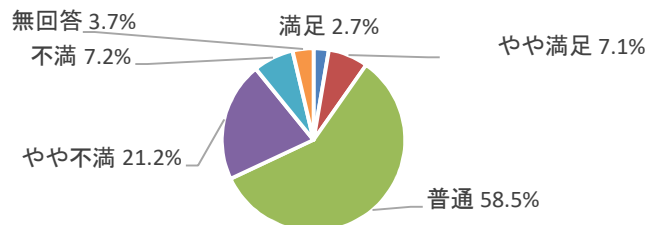
この調査における「防犯体制の強化」に関する設問の結果について、次のとおりとなっています。

① まちづくり施策の評価（満足度・重要度）

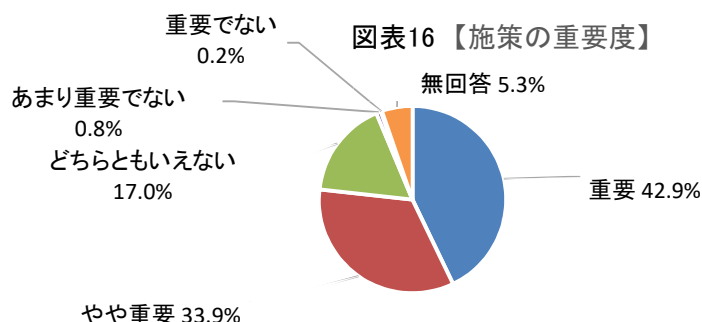
加須市におけるまちづくりの施策について、現状の「満足度」と今後のまちづくりの「重要度」をどのように感じていますか」という設問のうち、「防犯体制の強化」に関する各施策の現状の「満足度」については、図表15に示したように、「満足」・「やや満足」・「普通」と感じる方の割合が68.3%を占める一方で、「不満」・「やや不満」と感じる方の割合が28.4%の結果となりました。

また、各施策の今後の「重要度」については、図表16に示したように、「重要」・「やや重要」と感じる方の割合が76.8%、「どちらともいえない」が17.0%、「あまり重要でない」・「重要でない」が1.0%という結果となりました。

図表15 【施策の満足度】



図表16 【施策の重要度】



② 重点的に取り組むべき施策について

本市の総合振興計画に定めている45の施策の中で、特に重点的に取り組んで欲しい施策を3つまで選択する設問では、「防犯体制の強化」は9番目で11.4%となっています。

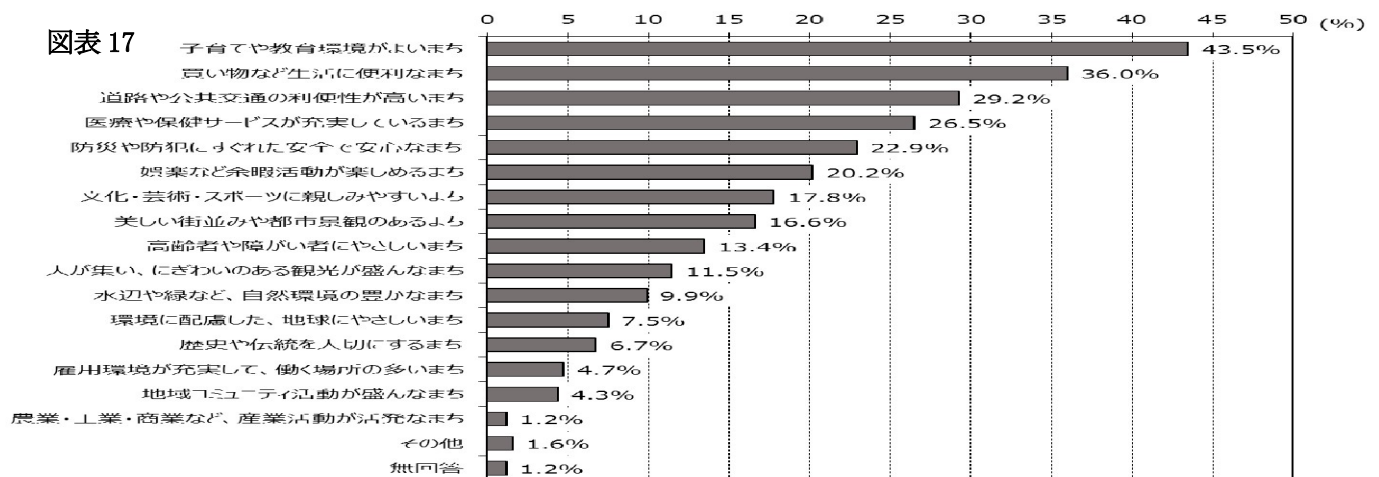
(2) 若者の進学・就職などの希望に関する調査結果

令和2年1月に、加須市に居住、又は通学する20歳前後の若い世代から、進学や就職、結婚・出産・子育てなどについての希望や考えを聞き取り、10年後のまちづくりを担う若い世代が暮らしやすい、魅力あるまちづくりを考えるための基礎資料とするため、加須市所在の高等学校の2年生のうち市内在住の生徒、及び大学の3年生を対象に実施されました。(回収数253票、高校2年生：92票、大学3年生161票)

この調査における「加須市の望ましいあり方と現在のイメージ(抜粋)」については、次のとおりとなっています。

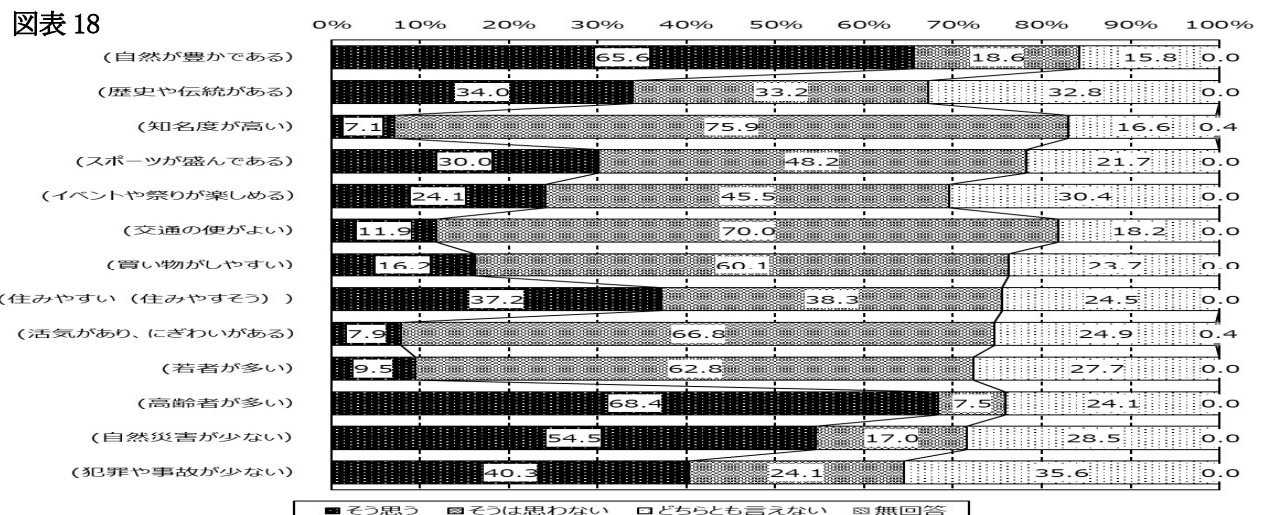
① 加須市の望ましいあり方

加須市がどのようなまちであって欲しいですかの、その他を含む17の選択肢のうち、3つまで選択する設問では、図表17に示したように、「防災や防犯にすぐれた安全で安心なまち」が20%を超えています。



② 現在のイメージについて

加須市の13のイメージのうち最も当てはまるものを1つ選択する設問では、図表18に示したように、「高齢者が多い」、「自然が豊かである」、「自然災害が少ない」に次いで、「犯罪や事故が少ない(40.3%)」が「そう思う」の上位にあげられています。



3 第2次計画の評価

(1) 計画目標

図表 19 ○人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数

	【参 考】 第1次計画始期 平成 24 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
目標値	—	5.9 件	5.8 件	5.7 件	5.5 件	5.4 件
実績値	9.7 件	6.1 件	6.7 件	5.5 件	5.0 件	—
比較	—	+0.2 件	+0.9 件	△0.1 件	△0.5 件	—

※上記の成果指標は警察署の暦年統計によるため、年度末の数値ではなく年末の数値とします。

【評価】

- ・図表 19 に示したように、人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数は、令和 2 年までの目標として、刑法犯認知件数 5.5 件に対し、実績値は目標を上回る 5.0 件まで減少させることができました。

(2) 各基本方針の目標

基本方針 1 防犯組織の体制整備

図表 20 ○自主防犯組織の活動率

〈自主防犯組織が設立されており、現に活動している団体数÷全自治協力団体数 179〉

	【参 考】 第 1 次計画始期 平成 24 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
目標値	—	68.0%	70.0%	72.0%	74.0%	76.0%
実績値	9.7 件	68.2%	69.8%	72.1%	74.3%	—
比較	—	+0.2%	△0.2%	+0.1%	+0.3%	—

【評価】

- ・図表20に示したように、基本方針1の「自主防犯組織の活動率」は、令和2年度までの目標として、活動率は74%としておりましたが、実績値は、74.3%（133団体／179団体）であり、目標を達成することができました。

〈参考〉自主防犯組織数の推移（自主防犯組織は原則行政区単位：全自治協力団体179団体）

	第 1 次計画始期 平成 24 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
組織数	111 団体	131 団体	134 団体	137 団体	139 団体	145 団体

※令和 3 年度は令和 4 年 1 月 1 日時点

基本方針2 防犯意識の高揚

図表 21 ○かぞホッとメール（安全安心情報）の登録者数

	【参 考】 第1次計画始期 平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	—	4,950人	5,000人	5,050人	5,100人	5,150人
実績値	5,946人	5,609人	5,847人	6,954人	7,722人	—
比較	—	+659人	+847人	+1,904人	+2,622人	—

【評価】

- ・図表21に示したように、基本方針2の「かぞホッとメール（安全安心情報）の登録者数」は、令和2年度までの目標として、登録者数は5,100人としておりましたが、実績値は7,722人であり、目標を達成することができました。

基本方針3 防犯環境の整備

図表 22 ○市・自治協力団体による防犯カメラの設置基数（累計）

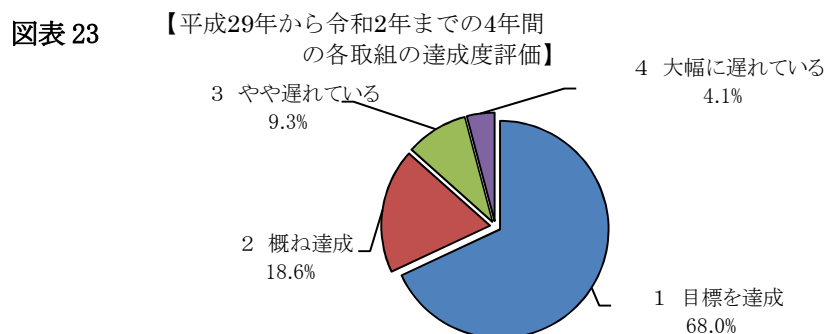
	【参 考】 第1次計画始期 平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	—	11基	16基	21基	26基	31基
実績値	0基	11基	11基	11基	11基	—
比較	—	0基	△5基	△10基	△15基	—

【評価】

- ・図表22に示したように、基本方針3の「市・自治協力団体による防犯カメラの設置基数（累計）」は、令和2年度までの目標として、設置基数26基としておりましたが、実績値は11基であり、目標達成には至りませんでした。

(3) 施策ごとの取組評価

図表 23 に示したように、第2次計画期間の平成29年から令和2年までの4年間の各取組の達成度評価は全項目97項目のうち、「目標を達成」と「概ね達成」を合わせると84項目で、割合は86.6%であり、全体評価としては、概ね達成という評価をすることができます。



4 加須市の課題

これまでの取組により、刑法犯認知件数は減少していますが、市民の身近なところで未だに多くの犯罪が発生しています。こうした状況なども踏まえ、本市における防犯のまちづくりを推進する上での課題として以下の点が挙げられます。

(1) 市民一人ひとりの防犯力、地域の防犯力の強化

本市では、年々増加している自主防犯組織や地域に密着した防犯活動を行う事業者、関係団体が、地域で活発に活動していただき、市民の身近な安心安全に大きな役割を担っており、犯罪が減少傾向にある一つの要因として考えられます。しかしながら、市内各地で、街頭犯罪や侵入窃盗など市民の身近な犯罪は依然として多く発生しております。市民一人ひとりの防犯力の向上は、防犯のまちづくりにおいて最も重要であり、地域の防犯対策においても根幹となるものであることから、引き続き、犯罪情勢等を捉え、継続的に啓発活動等を実施することにより、市民一人ひとりの防犯意識や暴力排除意識の向上を図り、市民一人ひとりが主体的に防犯対策に取り組む必要があります。

また、地域における防犯力の向上として、自主防犯活動の支援等を行い、今後も「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識醸成に努めるとともに、できる人ができる時にできることを行う防犯活動や各主体の防犯活動の連携を深める取り組みなど、自主的、持続的な防犯活動を実施していくことが重要です。また、地域で発生する犯罪の発生情報や防犯情報について、引き続き迅速かつ積極的に発信していく必要があります。以上のことを通じて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識を一層高め、総合的に地域の防犯力を高め、犯罪の発生の抑制につなげていくことが求められます。

(2) 子どもを犯罪から守るための対策の推進

第2次計画期間中は各学校を中心とした防犯教育等を実施し、また、PTA等との連携による通学路等パトロールにより危険箇所等の改善をおこなってきました。しかし、子どもを巻き込む犯罪の予兆となる子どもへの声かけなど、不審者事案は減少には至らず発生していることから、引き続き、子どもに犯罪から自分自身を守る能力を身につけさせるなど、学校等における防犯教育をさらに充実させていかなければなりません。また、保護者や学校、警察、地域等が連携をさらに深め、地域におけるパトロールや見守り活動、地域や保護者等に対する啓発・情報提供、さらには学校等の安全管理体制等の整備を継続して行っていくことが求められます。

(3) 特殊詐欺等の被害防止対策の推進

本市の特殊詐欺被害は、近年減少傾向にあるものの、その手口は悪質・巧妙化しています。また、社会経済情勢に応じて変化する悪質商法等も巧妙化しており、高齢者を中心に犯罪被害が発生しています。特殊詐欺等の犯罪は地域におけるパトロールや環境整備等での防止に限界がある一方、個人への啓発・情報提供が重要となります。長寿化に伴って、狙われやすい年齢層の人口は増加していくことから、これまでの取組の継続性を確保し、引き続き、特殊詐欺等における被害の未然防止に向けた各種取組の強化に加

え、個人だけでなく地域の連携などによる見守り活動、消費生活センターの利用促進等により、犯罪被害の発生防止に努めていくことが求められます。

(4) 刑法犯認知件数の多い犯罪への対策の推進

刑法犯全体の認知件数は減少傾向にある中、自転車盗の認知件数（割合）は高い水準で推移しており、加害者の規範意識の低下は言うまでもありませんが、盗まれた自転車の 7 割以上が無施錠であるため、被害者の防犯意識が希薄であることがうかがえます。

また、生活に身近な犯罪である侵入窃盗も認知件数（割合）は高い水準で推移しており、一戸建て住宅で依然として多く発生しており、防犯性の高い部品（鍵、防犯カメラ等）の普及は進んでいるものの、防犯に対する意識に差があり、鍵かけを始めとした防犯意識のさらなる啓発が必要です。

本市においてはこれらの認知件数が多い自転車盗、住宅を対象とした侵入窃盗の発生の防止を図ることで、刑法犯認知件数全体の減少にもつながると期待できることから、引き続き、防犯カメラや防犯灯の設置や地域におけるパトロール等の推進を図るとともに、特に自転車・住宅への施錠等の対策促進に向けた啓発などが必要となります。

(5) 防犯に配慮した環境の整備

本市では、第 2 次計画期間も含めこれまで市民等への防犯啓発や地域におけるパトロールなどソフト面からの対策とともに、防犯に配慮した道路・公園等の整備や管理、地域に対する防犯灯や防犯カメラの設置等ハード面からの対策を進めてきました。また、犯罪だけでなく様々な面で悪影響を及ぼす懸念のある管理が行き届いていない空地・空家等への対策も推進しています。

今後も、犯罪の未然防止を図るため、これまでの取組を土台として、防犯に配慮した環境整備の取組を推進するとともに、地域の防犯活動を補完する防犯カメラの設置等も重要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進条例の基本理念を踏まえるとともに、第2次加須市総合振興計画との整合を図り、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

基 本 理 念

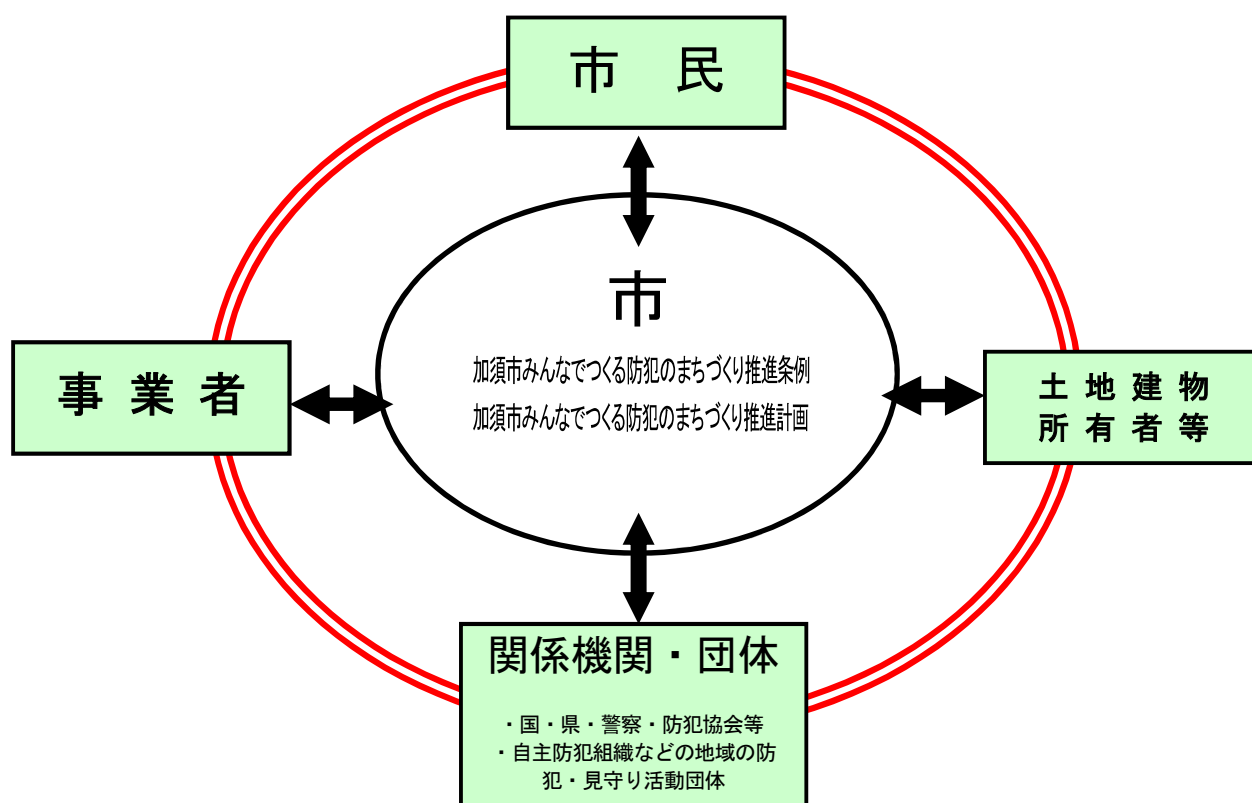
犯罪のない安心安全な地域社会の実現

【第2次加須市総合振興計画（基本理念） ー抜粋ー】

① 安心安全で誰もがいきいきと心豊かに暮らすまちづくり

【加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進条例 ー抜粋ー】

第3条 防犯のまちづくりは、市、市民、事業者及び土地建物所有者等が、自らの地域は自らで守るという連帯意識のもとに、それぞれが人権を尊重しつつ、役割を担い、密接な連携を図りながら協働することにより、自主的な防犯活動が積極的に推進され、犯罪のない地域社会を実現することを基本理念として、推進するものとする。



《人権尊重・役割分担・密接な連携・自主的な活動》

2 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の考えと同じ方向性であり、本計画に掲げた防犯のまちづくりを基調とした取組を着実に推進することで、SDGsの目標達成に貢献し、持続可能なまちを目指します。

【本計画と関係が深い目標】

	4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第4章 基本方針及び施策等

1 基本方針

整理した課題やこれまで各種施策等を展開し一定の効果が見られていることなど、継続性を確保する観点から踏まえ、計画の根幹部分は継続しつつ、「防犯意識の向上」、「防犯体制の整備」、「防犯環境の整備」の3つの基本方針により、防犯のまちづくりに関係する取組を推進していきます。

基本方針1 防犯意識の向上

刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、犯罪は誰の身にも起こりうるものです。犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯に関心を持ち、「自分たちの地域は自分たちで守る」とともに、自らが犯罪を起こさないという規範意識やモラルの向上が最も重要なことから、防犯意識や防犯知識を高める啓発を行います。

なお、市民等が一体となった防犯のまちづくりの取組が広がるよう、防犯意識を共有し、市民運動として展開を図ります。

また、子どもたちの各年代に応じた防犯教育の充実を図るとともに、子どもたちが被害者にも加害者にもならないよう青少年の非行防止教育を推進するとともに、手口が悪質・巧妙化している特殊詐欺や悪質商法を未然に防止するため、関係機関・団体等と連携した啓発に加え、消費生活センターの利用を促進するなど、取組を強化し、被害に遭いやすい社会的弱者である子ども、高齢者を犯罪から守ります。

さらに、認知件数が多い自転車盗、住宅を対象とした侵入窃盗の発生を防止するための対策を推進します。その他、犯罪の被害に遭われた方が少しでも早く立ち直れるよう犯罪被害者の支援や暴力団を排除するための対策に取り組んでいきます。

基本方針2 防犯体制の整備

地域において市民等による防犯パトロールなどの自主的な防犯活動が行われ、犯罪の抑止に効果を上げています。犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりの取組と合わせて、市民、事業者、学校や警察、自主防犯組織、地域防犯推進員、防犯協会等の関係機関・団体が高い防犯意識を持ち、地域のつながりを深めながら連携・協力して持続的に防犯活動に取り組むことが重要であることから、「自分たちの地域は自分たちで守る」という機運を高め、犯罪を寄せ付けない地域づくりを推進するため、自主防犯組織に対する支援や様々な主体による防犯活動の促進などに加え、できる人ができる時にできることを行う防犯活動などの推進に取り組んでいきます。

また、特に、子どもたちを犯罪から守るため、学校応援団やスクールガードリーダーなどによる見守り、民間団体と連携した青色防犯パトロール活動など、登下校時等における地域ぐるみの見守り活動等により監視の目を強化します。

さらに、警察や防犯協会と連携し、犯罪・防犯情報を「防災行政無線」や「かぞホ

ットメール（安全安心情報）」等を活用し、迅速的確に発信・情報提供を行い、共有することで、地域における防犯活動への理解促進を図るとともに、市民の防犯力を高め、犯罪に対する抵抗性の強化を図ります。

基本方針3 防犯環境の整備

犯罪の未然防止には、市民一人ひとりの意識向上や地域における防犯活動などソフト面での取り組みに加え、犯罪を起こさせない環境整備などハード面からの取組も必要です。地域によって環境は異なることから、その地域の状況等も踏まえ、暗く危険な箇所を解消するためのLED防犯灯や地域の防犯活動の補完することにもつながる防犯カメラの整備を推進します。なお、防犯カメラについては、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図り運用していきます。

また、防犯に配慮した道路・公園・学校等施設の整備や管理を行うとともに、PTA等との連携による通学路等パトロールや学校等における不審者侵入防止などの安全管理体制の整備を継続し行っていきます。

さらに、住宅など身近な生活環境の防犯性を高めることや空地・空家等の地域環境の対策を推進するなど、犯罪の起こりにくい環境をつくります。

2 目標の設定

本市では、平成24年度からの第1次計画、平成29年度からの第2次計画に基づき、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その結果、人口1,000人当たりの刑法犯認知件数は、平成23年の11.0件から、令和2年にはコロナ禍の影響もあり最も低い5.0件と着実に減少しています。

本計画においても、計画の基本理念を実現するため、計画全体の長期的な目標（計画目標）を設定するとともに、各基本方針に沿って施策等が有効に機能し推進されているかを把握するため、基本方針ごとの目標も設定します。

(1) 計画目標

本計画でも引き続き犯罪の減少傾向維持を最優先とし、さらなる犯罪減少を目指し、令和8年まで人口1,000人当たりの刑法犯認知件数を増加させず毎年減少させていくことを計画目標とします。

○人口1,000人当たりの刑法犯認知件数

令和2年 (現状値)	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
5.0件					

※上記の成果指標は警察署の暦年統計によるため、年度末の数値ではなく年末の数値とします。

(2) 各基本方針の目標

第2次計画から本計画の根幹部分は継続されており、基本方針に基づき位置づけた施策等の効果や進捗状況が測れる中心的な指標であるため、本計画でも引き続き同じ指標を設定し、次のとおり数値目標を設定します。

基本方針1 防犯意識の向上

○かぞっとメール（安全安心情報）の登録者数

令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7,722人	8,650人	9,000人	9,350人	9,700人	10,050人

基本方針2 防犯体制の整備

○自主防犯組織の活動率<自主防犯組織が設立されており、現に活動している団体数÷全自治協力団体数179>

令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
74.3% (139団体)	86.6% (155団体)	91.1% (163団体)	95.5% (171団体)	100% (179団体)	100% (179団体)

基本方針3 防犯環境の整備

○防犯カメラ画像の提供により検挙等につながった割合（警察からの照会に基づく捜査協力）

令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
100%	100%	100%	100%	100%	100%

3 施策の体系

【基本理念・計画目標】

犯罪のない安心安全な地域社会の実現

・人口1,000人当たりの刑法犯認知件数を毎年減少させる

基本方針1 防犯意識の向上

基本施策		個別施策	
	(1) 防犯啓発の推進	① 市、事業者、関係機関・団体による防犯啓発の実施	② 市民運動としての展開
重点	(2) 防犯・非行防止教育の推進	① 学校、家庭、警察等との連携による防犯教育の実施	② 非行防止等の啓発・教育活動の推進
重点	(3) 特殊詐欺等の被害防止対策の推進	① 関係機関・団体等との連携	② 被害防止のための広報
		③ 消費生活センターの利用促進	
	(4) 犯罪被害者への支援・配慮	① 市相談窓口(犯罪被害者総合相談窓口等)での相談受付・情報提供	② 市民等への意識啓発
重点	(5) 認知件数が多い犯罪への対策	① 自転車盗防止対策の推進	② 住宅侵入盗防止対策の推進
	(6) 暴力団排除の推進	① 広報啓発活動の推進	② 市による暴力団排除の推進

基本方針2 防犯体制の整備

基本施策		個別施策	
	(1) 地域における防犯活動の推進	① 自主防犯組織に対する支援等	② 事業者、関係団体による防犯活動
重点	(2) 子どもの見守り体制の推進	③ 市・防犯協会による防犯活動	④ 地域防犯活動の連携等
	(3) 防犯力を高める情報発信の充実	① 見守り活動等の促進	
		① メール等による犯罪・不審者情報及び防犯情報の発信	② 各種広報媒体による防犯情報の提供

基本方針3 防犯環境の整備

基本施策		個別施策	
	(1) 道路・公園等における安全対策	① 道路・公園等の防犯上の配慮	
	(2) 防犯灯の設置推進等	① 防犯灯の設置管理等	
	(3) 防犯カメラ等の設置推進等	① 街頭防犯カメラの設置管理等	② ドライブレコーダーを活用した防犯対策
	(4) 適切な住環境の整備	① 住宅の防犯対策	② 空地・空家等の適切な管理の促進
重点	(5) 学校、幼稚園、保育園等における安全対策	① 通学路等における児童・生徒の安全確保	② 不審者からの安全確保対策
		③ 防犯に配慮した施設整備等の推進	

【重点的な取組】

- 1 子どもの安全確保の取り組み
- 2 特殊詐欺等に対する取り組み
- 3 刑法犯認知件数が多い犯罪への取り組み

4 施策及び取組内容

- ・重点は、重点的な取組に対応した施策
- ・新規は、本計画からの新たな施策や取組
- ・再掲は、複数の施策に該当する取組 ⇒ 主たる施策以外の施策の取組として掲載する場合に表記することとし、取組名の後ろに〈再掲：主たる施策に掲載した取組項目-番号〉を表記します。

基本方針1 防犯意識の向上

(1) 防犯啓発の推進

防犯のまちづくりの基本は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を高めてもらうことが重要であることから、防犯に係る知識の普及や啓発などをさらに推進します。

■関連するSDGs



① 市、事業者、関係機関・団体による防犯啓発の実施

市民一人ひとりに防犯のまちづくりの必要性や重要性を認識していただくため、各主体において積極的に防犯啓発を実施し、地域ぐるみで防犯意識の向上を図ります。また、防犯啓発を通じて、市民等の規範意識の向上を図ります。

取組項目-1	地域安全・暴力排除推進大会の開催【防犯啓発事業】					
取組内容	防犯協会、暴力排除推進協議会、加須警察署主催により、地域安全・暴力排除推進大会を開催し、防犯教室などにより参加者の防犯意識の向上、暴力排除体制の強化等を図る。					
計画値等	地域安全・暴力排除推進大会参加者数（人）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	260	270	280	290	300
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、暴力排除推進協議会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：250）

取組項目-2	街頭キャンペーンの実施 【防犯啓発事業】					
取組内容	地域安全週間や年末年始特別警戒時、年金支給日等において、市、関係機関・団体等の連携による街頭キャンペーンを実施し、市民等が防犯を身近に感じ関心を持てるよう、普及・啓発する。					
計画値等	街頭キャンペーンの実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	16	35	35	35	35	35
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの実施ができなかったものです。（令和元年度：42）

取組項目-3	幅広い層を対象とした警察官による防犯講話の実施 【防犯啓発事業】					
取組内容	各学校や自治協力団体、老人クラブなどと連携して、警察官による防犯講話の実施や、啓発品の配布を行い、防犯意識の普及啓発を図る。					
計画値等	警察官による防犯講話の実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	61	150	150	150	150	150
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの実施ができなかったものです。（令和元年度：202）

取組項目-4	生涯学習講座における防犯・被害防止講座の開催 【生涯学習きっかけづくり支援事業】					
取組内容	コミュニティセンターで開催する高齢者学級や女性教室等の生涯学習講座において、悪徳商法や特殊詐欺等の被害防止に関する講座等を開催する。					
計画値等	高齢者学級や女性教室等での防犯・被害防止講座実施率（％） ※防犯・被害防止講座実施センター数÷市内コミュニティセンター数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	100	100	100	100	100
担当課	生涯学習課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：50）

取組項目-5	あいさつ運動を通じた防犯意識の向上 【あいさつふれあい推進事業】					
取組内容	教育機関・地域・行政機関等が一体となり、市を挙げて推進している「加須市あいさつ運動」を通じて規範意識の高揚を図るとともに、地域における絆が弱まっている現状において地域防犯力の向上を図る。					
計画値等	キャンペーン等の実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	10	10	10	10	10
担当課	学校教育課					
関係機関等	あいさつ運動推進委員会					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：5）

取組項目-6	コンビニエンスストアとの連携による防犯活動の促進 〈再掲：取組項目-59〉 【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、コンビニエンスストア内における犯罪（万引き等）の防止及び店外に集団で寄り集まっている者等への声かけ、特殊詐欺等の被害防止活動を促進する。					
計画値等	防犯活動協力店舗率（％） ※防犯活動実施店舗数÷市内コンビニエンスストア数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	コンビニエンスストア、防犯協会、加須警察署					

取組項目-7	金融機関防犯協力会との連携による防犯活動の促進 〈再掲：取組項目-60〉 【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、金融機関防犯協力会による、年金支給日等の特殊詐欺等の未然防止や犯罪予防警戒活動を促進する。					
計画値等	年金支給日街頭キャンペーン回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	6	6	6	6	6	6
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	金融機関防犯協力会、防犯協会、加須警察署					

取組項目-8	販売防犯連絡協議会との連携による防犯活動の促進 〈再掲：取組項目-61〉 【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、販売防犯連絡協議会の会員による、犯罪防止や非行防止、万引き防止等の啓発活動を促進する。					
計画値等	非行防止等の防犯活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	販売防犯連絡協議会、防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：4）

取組項目-9	自転車防犯協会との連携による防犯活動の促進 〈再掲：取組項目-62〉 【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、自転車防犯協会による、自転車の防犯登録推進キャンペーンや施錠、ツーロックによる自転車盗被害防止活動を促進する。					
計画値等	自転車防犯登録推進等のキャンペーン活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	自転車防犯協会、防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：2）

取組項目-10	ライフライン事業者等との連携による防犯活動の促進 〈再掲：取組項目-68〉 【あんしん見守りサポート事業】					
取組内容	加須市あんしん見守りサポート事業に提携しているライフライン事業者等により、子ども、高齢者、障がい者等の見守り活動を実施する。					
計画値等	あんしん見守りサポート事業協力事業者数（者）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	54	58	59	60	61	62
担当課	地域福祉課、各総合支所市民福祉健康課					
関係課	高齢介護課、障がい者福祉課、子育て支援課					
関係機関等	関連事業所					

取組項目-11	民間青色防犯パトロール活動の促進 <再掲：取組項目-58> 【自主防犯活動組織育成・支援事業】					
取組内容	市のほか、民間団体においても青色回転灯を装着した車両によるパトロールに取り組んでいただけるよう防犯研修会等の支援を行い、防犯活動の促進を図る。					
計画値等	民間の青色防犯パトロール設立団体数（団体） ※累計					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	5	6	7	8	9
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	民間青色防犯パトロール団体、防犯協会、加須警察署					

取組項目-12	市職員による防犯パトロールの実施 <再掲：取組項目-69>					
取組内容	市全職員で、各小学校の通学路を中心とした、青色回転灯装着車両による安全安心パトロールによる見守り活動と併せて、各種犯罪被害防止のための啓発を実施する。 また、公用車に防犯ステッカーを貼り、公用車で市内に外出する際に職員によるパトロールを実施する。					
計画値等 ①	全職員による青色防犯パトロール実施日数（日） 【全職員による青色回転灯パトロール事業】					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	213	200	200	200	200	200
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
計画値等 ②	道路・水路、建築、公園パトロール時に併せた通学路パトロールの回数（回） 【道路維持管理事業、水路維持管理事業、特定行政庁等建築行政事業、公園維持管理事業】					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	87	102	102	102	102	102
担当課	道路課、治水課、建築課、まちづくり課、各総合支所農政建設課					

取組項目-13	防犯協会による防犯パトロールの実施 <再掲：取組項目-70> 【防犯啓発事業】					
取組内容	防犯協会において、広報設備装着車両による防犯パトロール・防犯広報を実施する。					
計画値等	防犯協会パトロール車両による防犯パトロール・防犯広報回数（回） ※週2回×4週×12月					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	77	96	96	96	96	96
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会					

② 市民運動としての展開 **新規**

市民等が一体となった防犯のまちづくりの取り組みが広がるよう、防犯意識を共有し市民運動として展開を図ります。

取組項目-14 新規	地域のイベント等での啓発活動の実施 【防犯啓発事業】					
取組内容	市民等の防犯意識の向上や関係団体等との連携強化を図るため、多くの市民が集まる地域の各種イベント・行事に出向くなどし、きめ細やかな啓発活動を行うことで、広く市民各層の防犯意識の輪を広げる。					
計画値等	地域のイベント等での啓発活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-15 新規	防犯看板等の掲示 【防犯啓発事業】					
取組内容	防犯用の看板やのぼり旗を作成し、掲示するとともに、地域の実情・要望に合わせ自治防犯組織や事業所等へ配布するなど、意識啓発を図る。					
計画値等	防犯看板等の掲示地区数（地区） ※行政区単位					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	8	8	8	8	8
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-16	「減らそう犯罪の日」（10月11日）一斉パトロール等の推進 【防犯啓発事業、自主防犯活動育成・支援事業、全職員による青色防犯灯パトロール事業、かぞホッとメール配信事業】					
取組内容	埼玉県防犯のまちづくり推進条例が定める「減らそう犯罪の日」（10月11日）に市内一斉に防犯活動を実施するなど、市内全体で防犯意識啓発を図る。					
計画値等	「減らそう犯罪の日」（10月11日）にちなんだ活動をした自主防犯組織の活動率（%） ※活動をした組織数÷自主防犯組織数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	自主防犯組織、防犯関連事業所、防犯活動団体、防犯協会、加須警察署					

取組項目-17	かぞホッとメール（安全安心情報）利用登録の促進 【かぞホッとメール配信事業】					
取組内容	市民等に犯罪・防犯情報が配信される「かぞホッとメール（安全安心情報）」の利用登録を促進し、防犯意識の向上を図る。					
計画値等	かぞホッとメール（安全安心情報）の登録者数（人）					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	7,722	8,650	9,000	9,350	9,700	10,050
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					

(2) 防犯・非行防止教育の推進

重点

犯罪に巻き込まれやすい子どもたちを守るため、学校、家庭、警察等が連携し、防犯教育の充実を図ります。

また、青少年の非行防止等を図るため、学校、関係機関、地域、家庭が一丸となって青少年健全育成活動を引き続き推進します。

■関連するSDGs



① 学校、家庭、警察等との連携による防犯教育の実施

子どもたちが自ら身を守り、犯罪に巻き込まれない知識を身に着けるため、学校、家庭、警察等が連携し、子どもたちの各年代に応じた内容により防犯意識と危機回避能力向上に向けた取組を実施します。

取組項目-18	市立小・中学校における防犯教育等の実施 【学校いきいきステーション事業、消費者教育推進事業】					
取組内容	子どもたちの防犯意識や危機回避能力を高めるため、自分の身を守る方法等を体験できる防犯教室及びスマートフォン・インターネットでのトラブルとその対処方法を学ぶ講座を保護者も含めて実施する。					
計画値等	市立小・中学校における防犯教育等の実施校の割合（％） ※防犯教育等の実施校数÷市立小・中学校数×100					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	学校教育課、市民相談室					
関係課	市立小・中学校					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-19	市内幼稚園における安全教育の実施 【公立幼稚園管理運営事業】					
取組内容	子どもたちの防犯意識や危機回避能力を高めるため、避難訓練や自分の身を守る方法等を学ぶ安全教育を保護者も含めて実施する。					
計画値等	市内幼稚園における安全教育の実施園の割合（％） ※安全教育の実施園数÷市内公立幼稚園数×100 令和4年2月時点：民間幼稚園0					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課					
関係課	学校教育課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-20	市内保育所（園）における安全教育の実施 【公立保育所管理運営事業、民間保育所運営委託事業】					
取組内容	子どもたちの防犯意識や危機回避能力を高めるため、避難訓練や自分の身を守る方法等を学ぶ安全教育を保護者も含めて実施する。					
計画値等	市内保育所（園）における安全教育の実施園の割合（％） ※安全教育の実施所（園）数÷市内公立・民間保育所（園）数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-21	あいさつ運動を通じた防犯意識の向上 <再掲：取組項目-5> 【あいさつふれあい推進事業】					
取組内容	教育機関・地域・行政機関等が一体となり、市を挙げて推進している「加須市あいさつ運動」を通じて規範意識の高揚を図るとともに、地域における絆が弱まっている現状において地域防犯力の向上を図る。					
計画値等	キャンペーン等の実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	10	10	10	10	10
担当課	学校教育課					
関係機関等	あいさつ運動推進委員会					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：5）

② 非行防止等の啓発・教育活動の推進

子どもたちは成長の過程で様々な問題に直面し、家庭、学校、地域のほか、SNS等から大きな影響を受けやすいことから、関係機関・団体等と連携し、子どもたちが被害者にも加害者にもならないための取り組みを推進します。

取組項目-22	スポーツ少年団指導者母集団研修会を通じた防犯活動の推進 【スポーツ普及推進事業】					
取組内容	研修会を通じて指導者、母集団への青少年非行防止・万引き防止等の啓発・教育に関する研修やチラシの配布等を実施する。					
計画値等	スポーツ少年団指導者母集団研修会への参加者数（人）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	130	130	130	130	130
担当課	スポーツ振興課					
関係機関等	スポーツ少年団					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：285）

取組項目-23	青少年非行防止・万引き防止等の啓発活動の推進 【青少年健全育成事業】					
取組内容	青少年健全育成関係団体による青少年非行防止・万引き防止等の啓発活動を推進・支援する。					
計画値等	非行防止に取り組む地域活動実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	2	2	2	2	2
担当課	生涯学習課					
関係機関等	青少年育成加須市民会議					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：2）

取組項目-24	街頭補導活動等の実施 【防犯啓発事業】					
取組内容	加須警察署少年非行防止ボランティア連絡会において、街頭補導活動等を実施する。					
計画値等	街頭補導活動等の実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	6	24	24	24	24	24
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、少年非行防止ボランティア連絡会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの実施ができなかったものです。（令和元年度：24）

取組項目-25 新規	非行防止教室の開催 【学校いきいきステーション事業】					
取組内容	知らないうちに子どもたちが犯罪や迷惑行為を起こさないよう規範意識の向上を図るため、小・中学生を対象に、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットの正しい使い方などを題材とした非行防止教室を開催する。					
計画値等	非行防止教室の開催回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	30	30	30	30	30	30
担当課	学校教育課					
関係課	市立小・中学校					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-26	コンビニエンスストアとの連携による防犯活動の促進 〈再掲：取組項目-59〉 【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、コンビニエンスストア内における犯罪（万引き等）の防止及び店外に集団で寄り集まっている者等への声かけ、特殊詐欺等の被害防止活動を促進する。					
計画値等	防犯活動協力店舗率（％） ※防犯活動実施店舗数÷市内コンビニエンスストア数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	コンビニエンスストア、防犯協会、加須警察署					

取組項目-27	販売防犯連絡協議会との連携による防犯活動の促進 〈再掲：取組項目-61〉 【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、販売防犯連絡協議会の会員による、犯罪防止や非行防止、万引き防止等の啓発活動を促進する。					
計画値等	非行防止等の防犯活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	販売防犯連絡協議会、防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：4）

(3) 特殊詐欺等の被害防止対策の推進

重点

高齢者を狙った特殊詐欺や悪徳商法等の被害を未然に防止するため、関係機関・団体等と連携し、市民への情報発信、啓発等を強化し、手口の巧妙化や多様化が進む特殊詐欺等の被害防止対策をさらに推進します。

■関連するSDGs



① 関係機関・団体等との連携

敬老会、ふれあいサロンや老人クラブ、自治協力団体等に働きかけ、高齢者が集まる場の機会を活用した啓発活動を引き続き推進します。

また、警察や金融機関等の事業者、民生委員等と連携するなどし、特殊詐欺等の被害防止を図ります。

取組項目-28	敬老会での特殊詐欺等防止啓発の実施【防犯啓発事業】					
取組内容	敬老会において特殊詐欺等の被害防止啓発を実施するなど、高齢者の特殊詐欺等による被害防止を図る。					
計画値等	各地域敬老会での特殊詐欺等被害防止啓発者数（人）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	8,700	8,900	9,100	9,300	9,500
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係課	高齢介護課、各総合支所市民健康福祉課、市民相談室					
関係機関等	社会福祉協議会、防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：8,468）

取組項目-29	ふれあいサロンでの特殊詐欺等防止啓発の実施【ふれあいサロン事業】					
取組内容	ふれあいサロンにおいて特殊詐欺等の被害防止啓発を実施するなど、高齢者の特殊詐欺等による被害防止を図る。					
計画値等	ふれあいサロンでの特殊詐欺等被害防止啓発実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	138	144	150	156	162
担当課	いきいき健康長寿課、各総合支所市民福祉健康課					
関係課	市民相談室					
関係機関等	社会福祉協議会、高齢者相談センター、防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：122）

取組項目-30	老人クラブでの特殊詐欺等防止啓発の実施 【老人クラブ支援事業】					
取組内容	老人クラブ総会等において特殊詐欺等の被害防止啓発を実施するなど、高齢者の特殊詐欺等による被害防止を図る。					
計画値等	老人クラブ総会等での特殊詐欺等被害防止啓発（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	11	13	13	13	13	13
担当課	高齢介護課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	社会福祉協議会、防犯協会、加須警察署					

取組項目-31	生涯学習講座における防犯・被害防止講座の開催 〈再掲：取組項目-4〉 【生涯学習きっかけづくり支援事業】					
取組内容	コミュニティセンターで開催する高齢者学級や女性教室等の生涯学習講座において、悪徳商法や特殊詐欺等の被害防止に関する講座等を開催する。					
計画値等	高齢者学級や女性教室等での防犯・被害防止講座実施率（％） ※防犯・被害防止講座実施センター数÷市内コミュニティセンター数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	100	100	100	100	100
担当課	生涯学習課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：50）

取組項目-32	コンビニエンスストアとの連携による防犯活動の促進 〈再掲：取組項目-59〉 【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、コンビニエンスストア内における犯罪（万引き等）の防止及び店外に集団で寄り集まっている者等への声かけ、特殊詐欺等の被害防止活動を促進する。					
計画値等	防犯活動協力店舗率（％） ※防犯活動実施店舗数÷市内コンビニエンスストア数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	コンビニエンスストア、防犯協会、加須警察署					

取組項目-33	金融機関防犯協力会との連携による防犯活動の促進 <再掲：取組項目-60> 【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、金融機関防犯協力会による、年金支給日等の特殊詐欺等の未然防止や犯罪予防警戒活動を促進する。					
計画値等	年金支給日街頭キャンペーン回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	6	6	6	6	6	6
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	金融機関防犯協力会、防犯協会、加須警察署					

取組項目-34	郵便局による防犯活動の促進 <再掲：取組項目-63> 【防犯啓発事業】					
取組内容	郵便局との包括連携協定に基づき、関係機関と連携し、防犯情報を提供するなど、特殊詐欺等の被害防止や子どもの見守り等の防犯活動を促進する。					
計画値等	防犯情報の提供・活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	郵便局、防犯協会、加須警察署					

取組項目-35	民生委員・児童委員協議会による防犯活動の促進 <再掲：取組項目-64> 【民生委員・児童委員活動推進事業】					
取組内容	民生委員・児童委員及び主任児童委員の訪問活動時における、防犯や悪質商法等による被害の防止等の声かけなどの活動を実施する。					
計画値等	民生委員・児童委員等の年間活動延べ日数（日）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	26,608	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
担当課	地域福祉課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	民生委員・児童委員協議会					

② 被害防止のための広報

最新の手口等の情報提供や、前兆的な電話が特定の地域に増加した際には、メールや防災行政無線等による広報を実施するとともに、被害防止に有効な機器等の利用促進や更に高齢者以外の各層にも浸透する広報啓発を行い、注意喚起を図ります。

取組項目-36	犯罪・不審者情報及び防犯情報の発信 <再掲：取組項目-86> 【かぞホッとメール配信事業】					
取組内容	加須警察署・加須市・自治協力団体で締結した「犯罪情報の提供等に関する協定書」に基づく情報や犯罪被害防止のための情報など、市民等に対し迅速に発信する。 ※発信方法…かぞホッとメール、防災行政無線など					
計画値等 ①	情報発信の依頼から2時間以内にかぞホッとメールを配信した件数の割合（％） ※2時間以内にかぞホッとメールを配信した件数÷加須警察署から情報発信依頼を受けた件数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	77.5	100	100	100	100	100
計画値等 ②	かぞホッとメールによる防犯情報発信数（件）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	40	50	50	50	50	50
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係課	危機管理防災課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-37	市による防犯情報の提供 <再掲：取組項目-87> 【防犯啓発事業】					
取組内容 ①	市内や県内の犯罪の発生状況や犯罪に遭わないための対策等の情報を、広報紙や市ホームページ、SNSを通じて幅広い年齢層に向けて積極的に提供する。					
計画値等	犯罪情報等の広報紙・市ホームページへの掲載回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	24	24	24	24	24	24
担当課	交通防犯課					
関係課	シティプロモーション課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					
取組内容 ② 新規	犯罪の発生状況等を掲載した「防犯チラシ」を発行し、市主催の会議等において積極的に情報提供するとともに、注意喚起・警戒を呼びかける。					
計画値等	防犯チラシの発行回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係課	全課					

取組項目-38	防犯協会による防犯情報の提供 <再掲：取組項目-88> 【防犯啓発事業】					
取組内容 ①	防犯協会において、犯罪の手口、防犯対策、地域安全活動事例などを掲載した「地域安全ニュース」を発行し、自治協力団体を通じて回覧を行い、防犯対策の必要性を市民に意識啓発し、防犯に関する知識の普及を図る。					
計画値等	地域安全ニュースの発行回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	3	3	3	3	3
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					
取組内容 ②	防犯協会において、犯罪の発生状況等を掲載した「加須市防犯ニュース」を発行し、地域防犯活動団体等に積極的に提供するとともに、注意喚起・警戒を呼びかける。					
計画値等	加須市防犯ニュースの発行回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

③ 消費生活センターの利用促進 新規

特殊詐欺や悪質商法等の被害から高齢者を守るため、消費生活に関するトラブルや悪質商法による被害などの相談を受ける消費生活センターの利用を促進し、被害抑止に努めます。

取組項目-39 新規	消費生活センターにおける啓発等 【消費者自立支援事業、消費者教育推進事業】					
取組内容	消費生活に関するトラブルや悪質商法による被害などの相談や消費生活講座等を通じて高齢者本人等への啓発等を図る。					
計画値等	消費生活講座参加者数（人）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	76	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
担当課	市民相談室					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの実施ができなかったものです。（令和元年度：2,824）

(4) 犯罪被害者への支援・配慮

犯罪の被害に遭われた方やその家族が、少しでも早く立ち直れることができるよう、県、警察、関係団体と連携しながら支援に努めるとともに、市民等の理解の増進を図ります。

■関連するSDGs



① 市相談窓口（犯罪被害者総合相談窓口等）での相談受付・情報提供

県、警察、関係団体等と連携し、犯罪被害者等の置かれた状況を考慮して、市が実施する各事業による支援や各種情報提供など相談支援の取り組みを推進します。

取組項目-40	犯罪被害者支援制度の周知【防犯啓発事業】					
取組内容	埼玉県や犯罪被害者の救済等をしている団体が実施している支援制度の情報を市ホームページ等で周知する。 また、「犯罪被害者週間」（毎年11月25日から12月1日まで）に合わせた周知に努める。					
計画値等	犯罪被害者支援制度の周知回数（回）					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2	2	2	2	2	2
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					

取組項目-41	こころの健康相談の活用促進【こころの健康づくり事業】					
取組内容	犯罪被害者等の状況に応じた相談を受けられるよう、こころの健康相談を活用し、保健師が初会面接をした上で、必要に応じて精神科医師または臨床心理士の相談を実施する。					
計画値等	こころの健康相談利用率（％） ※こころの健康相談利用者数÷こころの健康相談枠数×100					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	61.9	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
担当課	健康医療推進課（いきいき健康長寿課）					

取組項目-42	消費生活相談や市民相談の活用促進 【消費者自立支援事業、消費者教育推進事業、市民相談事業】					
取組内容	犯罪被害者等がかかえている困りごと、心配ごとなどの相談に応じて、消費生活相談や市民相談を通じ必要な支援を行う。					
計画値等	消費生活相談件数（件）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	653	670	690	710	730	750
担 当 課	市民相談室、各総合支所地域振興課					

【参考】犯罪被害者等総合相談窓口での相談受付・情報提供件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談受付・情報提供件数（件）	0	0	1	0

② 市民等への意識啓発 新規

犯罪被害者等が置かれている状況や平穏な生活への配慮の重要性等について、市民等の理解を深めるよう、意識啓発の取り組みを推進します。

取組項目-43 新規	市ホームページ等での啓発等 【防犯啓発事業】					
取組内容	市ホームページや啓発用ポスター等での情報提供などを通じて市民等の理解の増進を図る。					
計画値等	啓発等の回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	2	2	2	2	2
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					

(5) 認知件数が多い犯罪等への対策

重点

新規

刑法犯認知件数全体に占める割合が高い自転車盗、暮らしに身近な侵入窃盗の被害防止対策を推進します。

■関連するSDGs



① 自転車盗防止対策の推進 新規

自転車盗の多発箇所などを把握し、自転車への施錠の徹底及びツーロック等の対策促進に向けタイアップによる啓発等を行うとともに、自転車盗につながる可能性がある放置自転車の解消に向け、放置自転車の撤去を実施します。

取組項目-44 新規	市民等への啓発等 【防犯啓発事業】					
取組内容	自転車盗は犯罪であるという意識を高めるための広報・啓発活動や関係機関等と連携した防犯活動を推進する。					
計画値等	広報・啓発活動の回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	10	10	10	10	10
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-45 新規	放置自転車の撤去 【放置自転車対策事業】					
取組内容	駅周辺の自転車放置禁止区域における放置自転車の撤去を実施する。					
計画値等	放置自転車の一斉撤去回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課					
関係機関等	加須警察署					

取組項目-46	自転車防犯協会との連携による防犯活動の促進 〈再掲：取組項目-62〉 【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、自転車防犯協会による、自転車の防犯登録推進キャンペーンや施錠、ツーロックによる自転車盗被害防止活動を促進する。					
計画値等	自転車防犯登録推進等のキャンペーン活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	4	4	4	4	4
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	自転車防犯協会、防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：2）

② 住宅侵入盗対策の推進 **新規**

住宅侵入盗は年毎に増減が見られるものの大幅な減少には至っていないこともあります。施錠の徹底のほか、対策として窓ガラスやドア等の部品を破壊して侵入する被害が多いため、防犯部品等の普及など、市民への注意喚起等の対策を推進します。

取組項目-47 新規	住宅侵入盗被害を防止するための防犯部品等の普及啓発 【防犯啓発事業】					
取組内容	防犯性の高い建物部品や補助錠の普及、警察庁「住まいる防犯 110 番」の活用などについて広報及び啓発を推進する。					
計画値等	広報・啓発活動の回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	10	10	10	10	10
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-48	住まいの防犯対策の推進 〈再掲：取組項目-97〉 【建築物耐震改修促進事業】					
取組内容	住宅の相談会等に併せ、防犯対策に関するパンフレットなどを配布、周知し、被害に遭いにくい住宅になるよう意識啓発を図る。					
計画値等	住まいの防犯対策や簡易防犯診断を周知するためのイベント実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	3	3	3	3	3
担 当 課	建築課					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの実施ができなかったものです。（令和元年度：3）

(6) 暴力団排除の推進

市民の安全及び平穏な生活を確保するため、加須市暴力団排除条例（平成24年12月13日条例大51号）の効果的な運用を図り、市民、事業者、関係機関・団体等と連携協力のもと社会全体から暴力団を排除するための対策を推進します。

■関連するSDGs



① 広報啓発活動の推進

暴力団が市民生活等に不当な影響を生じさせる存在であるという認識のもと、警察等と連携し、市民や事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることができるよう、広報・啓発活動を推進します。

取組項目-49	暴力団排除啓発の実施 【防犯啓発事業】					
取組内容	市民等の暴力団を排除する機運を高め、三ない（暴力団を恐れない・利用しない・金を出さない）を推進するため、暴力団排除啓発を実施する。					
計画値等	暴力団排除啓発回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3	6	6	6	6	6
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、暴力排除推進協議会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの実施ができなかったものです。（令和元年度：5）

取組項目-50	地域安全・暴力排除推進大会の開催 〈再掲：取組項目-1〉 【防犯啓発事業】					
取組内容	防犯協会、暴力排除推進協議会、加須警察署主催により、地域安全・暴力排除推進大会を開催し、防犯教室などにより参加者の防犯意識の向上、暴力排除体制の強化等を図る。					
計画値等	地域安全・暴力排除推進大会参加者数（人）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	260	270	280	290	300
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、暴力排除推進協議会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：250）

② 市による暴力団排除の推進

市の事業等で暴力団等が利することとならないよう、市の事業等からの暴力団排除を実施します。

取組項目-51	市による暴力団排除の実施 【防犯啓発事業】					
取組内容	市職員を対象に、研修会の実施や通知等により、市職員の暴力団排除意識の高揚を図り、市の事業等における暴力団排除を推進する。					
計画値等	市職員に対する暴力団排除に関する研修や通知の回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2	2	2	2	2	2
担 当 課	総務課、職員課、交通防犯課					
関係機関等	加須警察署					

基本方針 2 防犯体制の整備

(1) 地域における防犯活動の推進

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主的、持続的な防犯活動により、地域の連帯感と防犯意識を高め、市民、事業者、関係機関等が連携・協力して、地域の防犯力を高めながら、地域の実情に応じた取組をさらに推進します。

■関連するSDGs



① 自主防犯組織に対する支援等

地域の自主的な防犯活動が活発かつ積極的に行われるよう、自主防犯組織の支援や情報提供を行います。

また、「自分たちの地域は自分たちで守る」機運を高め、活動の定着と拡充を図るため、防犯活動に貢献した市民や団体を表彰するなど担い手の確保等にも取り組みます。

取組項目-52	自主防犯組織の設立・育成支援と防犯活動の促進 【自主防犯活動組織育成・支援事業】					
取組内容	自治協力団体を単位とした自主防犯組織の設立・育成及び活動の支援を行い、地域の防犯意識の高揚や効果的で継続的な自主防犯活動の促進を図る。					
計画値等	自主防犯組織の団体数（団体）					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	139	155	163	171	179	179
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-53	自治協力団体等が開催する防犯研修の支援 【自主防犯活動組織育成・支援事業】					
取組内容	自治協力団体等が開催する防犯研修会に対し、防犯協会や加須警察署と連携し、地域における犯罪特性や対処方法など学ぶ機会の充実を図る。					
計画値等	防犯研修会への支援回数（回）					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	17	30	30	30	30	30
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの実施ができなかったものです。（令和元年度：26）

取組項目-54	地域防犯推進委員による防犯活動の促進 【防犯啓発事業】					
取組内容	自治協力団体の推薦を受けた方に対し地域防犯推進委員を委嘱し、地域防犯推進委員による地域安全週間に合わせた街頭キャンペーン等の活動を実施する。また、各地区の班長を構成員とする地域防犯推進連絡協議会を開催し、防犯活動の促進及び防犯体制の強化を図る。					
計画値等	地域防犯推進委員の防犯活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	6	6	6	6	6
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：6）

取組項目-55 新規	自主防犯活動団体等に対する表彰等の実施 【自主防犯活動組織育成・支援事業】					
取組内容	長年にわたり防犯パトロールを実施し、安全・安心な地域づくりに貢献した団体及び個人を表彰することにより、功績をたたえとともに、活動意欲を向上させ、自主防犯活動の活性化を図る。					
計画値等	市感謝状表彰規程に基づく感謝状及び地域防犯推進委員功労表彰の贈呈者数（人）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	24	20	20	20	20	20
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-56 新規	自主防犯活動を補完する新しい防犯活動の推進 【防犯啓発事業】					
取組内容	地域防犯活動は息の長い活動が重要であり「できる人ができる時にできることから」を基本に、ペットの散歩やウォーキング・ジョギング等の中で地域の目を増やす、ながら防犯活動を推進する。					
計画値等	ながら防犯活動の周知等の回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	10	10	10	10	10
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

② 事業者、関係団体による防犯活動

市内の事業者や団体の事業、活動を生かした地域の防犯活動を推進するため、防犯協会や警察と連携し、活動の働きかけや連携した防犯活動を促進します。

取組項目-57	商工会による防犯活動の促進【商工団体等振興支援事業】					
取組内容	店舗や事業所に防犯チラシ等を配布し、防犯啓発意識の向上を図るとともに、店舗や事業者による地域内の見守り活動等の防犯活動を促進する。					
計画値等	防犯対策チラシ等の配布回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2	2	2	2	2	2
担当課	産業振興課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	商工会					

取組項目-58	民間青色防犯パトロール活動の促進【自主防犯活動組織育成・支援事業】					
取組内容	市のほか、民間団体においても青色回転灯を装着した車両によるパトロールに取り組んでいただけるよう防犯研修会等の支援を行い、防犯活動の促進を図る。					
計画値等	民間の青色防犯パトロール設立団体数（団体） ※累計					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	5	6	7	8	9
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-59	コンビニエンスストアとの連携による防犯活動の促進【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、コンビニエンスストア内における犯罪（万引き等）の防止及び店外に集団で寄り集まっている者等への声かけ、特殊詐欺等の被害防止活動を促進する。					
計画値等	防犯活動協力店舗率（％） ※防犯活動実施店舗数÷市内コンビニエンスストア数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	コンビニエンスストア、防犯協会、加須警察署					

取組項目-60	金融機関防犯協力会との連携による防犯活動の促進【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、金融機関防犯協力会による、年金支給日等の特殊詐欺等の未然防止や犯罪予防警戒活動を促進する。					
計画値等	年金支給日街頭キャンペーン回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	6	6	6	6	6	6
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	金融機関防犯協力会、防犯協会、加須警察署					

取組項目-61	販売防犯連絡協議会との連携による防犯活動の促進【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、販売防犯連絡協議会の会員による、犯罪防止や非行防止、万引き防止等の啓発活動を促進する。					
計画値等	非行防止等の防犯活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	販売防犯連絡協議会、防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：4）

取組項目-62	自転車防犯協会との連携による防犯活動の促進【防犯啓発事業】					
取組内容	関係機関と連携し、自転車防犯協会による、自転車の防犯登録推進キャンペーンや施錠、ツーロックによる自転車盗被害防止活動を促進する。					
計画値等	自転車防犯登録推進等のキャンペーン活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	4	4	4	4	4
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	自転車防犯協会、防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：2）

取組項目-63	郵便局による防犯活動の促進【防犯啓発事業】					
取組内容	郵便局との包括連携協定に基づき、関係機関と連携し、防犯情報を提供するなど、特殊詐欺等の被害防止や子どもの見守り等の防犯活動を促進する。					
計画値等	防犯情報の提供・活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	郵便局、防犯協会、加須警察署					

取組項目-64	民生委員・児童委員協議会による防犯活動の促進 【民生委員・児童委員活動推進事業】					
取組内容	民生委員・児童委員及び主任児童委員の訪問活動時における、防犯や悪質商法等による被害の防止等の声かけなどの活動を実施する。					
計画値等	民生委員・児童委員等の年間活動延べ日数（日）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	26,608	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
担当課	地域福祉課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	民生委員・児童委員協議会					

取組項目-65	農業団体による防犯活動の促進 【担い手育成支援事業】					
取組内容	農作業時における、児童・生徒の登下校時間帯の安全確保と見守り活動を促進する。					
計画値等	農業団体による子どもたちの見守り活動実施地域数（地域）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4	4	4	4
担当課	農業振興課、各総合支所農政建設課					
関係機関等	農業団体					

取組項目-66	女性団体による防犯活動の促進 【女性人材育成事業】					
取組内容	市立小・中学校との連携を図り、女性団体による児童・生徒の登下校時の安全確保と見守り活動を促進する。					
計画値等	女性団体による子どもたちの見守り活動実施地域数（地域）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4	4	4	4
担当課	人権・男女共同参画課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	女性団体					

取組項目-67	老人クラブによる防犯活動の促進 【老人クラブ支援事業】					
取組内容	市立小・中学校との連携を図り、老人クラブによる児童・生徒の登下校時の安全確保と見守り活動を促進する。					
計画値等	老人クラブにおける防犯パトロール活動等実施団体の割合（％） ※防犯パトロール活動等実施単位老人クラブ数÷市内単位老人クラブ数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	35.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
担当課	高齢介護課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	老人クラブ					

取組項目-68	ライフライン事業者等との連携による防犯活動の促進 【あんしん見守りサポート事業】					
取組内容	加須市あんしん見守りサポート事業に提携しているライフライン事業者等により、子ども、高齢者、障がい者等の見守り活動を実施する。					
計画値等	あんしん見守りサポート事業協力事業者数（者）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	54	58	59	60	61	62
担当課	地域福祉課、各総合支所市民福祉健康課					
関係課	高齢介護課、障がい者福祉課、子育て支援課					
関係機関等	関連事業所					

③ 市・防犯協会による防犯活動

防犯協会や警察と連携し、市職員等による防犯活動を推進します。

取組項目-69	市職員による防犯パトロールの実施					
取組内容	市全職員で、各小学校の通学路を中心とした、青色回転灯装着車両による安全安心パトロールによる見守り活動と併せて、各種犯罪被害防止のための啓発を実施する。 また、公用車に防犯ステッカーを貼り、公用車で市内に外出する際に職員によるパトロールを実施する。					
計画値等 ①	全職員による青色防犯パトロール実施日数（日）					
	【全職員による青色回転灯パトロール事業】					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	213	200	200	200	200	200
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
計画値等 ②	道路・水路、建築、公園パトロール時に併せた通学路パトロールの回数（回） 【道路維持管理事業、水路維持管理事業、特定行政庁等建築行政事業、公園維持管理事業】					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	87	102	102	102	102	102
担当課	道路課、治水課、建築課、まちづくり課、各総合支所農政建設課					

取組項目-70	防犯協会による防犯パトロールの実施 【防犯啓発事業】					
取組内容	防犯協会において、広報設備装着車両による防犯パトロール・防犯広報を実施する。					
計画値等	防犯協会パトロール車両による防犯パトロール・防犯広報回数（回） ※週2回×4週×12月					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	77	96	96	96	96	96
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会					

④ 地域防犯活動の連携等

各主体の防犯活動が効果的かつ的確に展開されるよう、連携を強化し、地域が一体となった防犯活動が行われるための体制の充実に努めます。

取組項目-71 新規	防犯のまちづくり推進協議会など地域総ぐるみによる防犯体制の強化 【防犯のまちづくり推進計画進行管理事業】					
取組内容	防犯のまちづくり推進協議会を通じて、地域の防犯情報等を共有するなど、市、市民、事業者、関係機関・団体等と連携し、防犯体制の強化を図る。					
計画値等	防犯のまちづくり推進協議会の開催回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	1	1	1	1	1
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	自主防犯組織、老人クラブ、防犯関連事業所、防犯活動団体、加須警察署等					

取組項目-72	「減らそう犯罪の日」（10月11日）一斉パトロール等の推進 〈再掲：取組項目-16〉 【防犯啓発事業、自主防犯活動育成・支援事業、全職員による青色防犯灯パトロール事業、かぞホッとメール配信事業】					
取組内容	埼玉県防犯のまちづくり推進条例が定める「減らそう犯罪の日」（10月11日）に市内一斉に防犯活動を実施するなど、市内全体で防犯意識啓発を図る。					
計画値等	「減らそう犯罪の日」（10月11日）にちなんだ活動をした自主防犯組織の活動率（%） ※活動をした組織数÷自主防犯組織数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	100	100	100	100	100
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	自主防犯組織、防犯関連事業所、防犯活動団体、防犯協会、加須警察署					

(2) 子どもの見守り体制の推進 重点

子どもに対する声かけなどの不審者事案は重大な事件のきっかけになることもあり、早い段階で対応することが必要です。子どもの犯罪被害を未然に防止するため、子どもを見守る地域づくりに向けて、引き続き関係団体等と連携し、登下校時等の見守り活動を推進します。

■関連するSDGs



① 見守り活動等の促進

地域ぐるみで子どもの安全を確保するため、各主体による地域での見守り活動等により監視の目を強化します。

取組項目-73	学校応援団やスクールガード・リーダーによる防犯活動の実施 【学校いきいきステーション事業】					
取組内容	市内全域において、学校応援団やスクールガード・リーダーによる登下校時の児童・生徒の見守り活動を行い、子どもたちの安全を守る。					
計画値等	市立各小・中学校の学校応援団登録者数（人）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4,167	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
担当課	学校教育課					
関係課	市立小・中学校					
関係機関等	学校応援団、スクールガード・リーダー					

取組項目-74	「子ども110番の家」の普及・促進 【学校いきいきステーション事業】					
取組内容	登下校時における不審者等による被害から、児童・生徒の安全を確保するため、地域や警察との連携を図り、児童・生徒が一時的に避難できる場所「子ども110番の家」を設ける。また、子どもの110番の家に防犯に関するチラシ等を配布し、児童・生徒を見守る活動の更なる強化を図る。					
計画値等	「子ども110番の家」の軒数（軒）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1,308	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
担当課	学校教育課					
関係機関等	子ども110番の家、加須警察署					

取組項目-75 新規	防災行政無線を活用した下校時の見守り活動の促進 【学校いきいきステーション事業】					
取組内容	市民等による下校時等の児童・生徒の見守り活動を促進するため、防災行政無線で夕方4時または5時に児童の声による見守りのお願いを放送する。					
計画値等	児童の声による見守り放送を行う地域数（地域）					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4	4	4	4
担 当 課	学校教育課					
関係課	危機管理防災課、市立各小・中学校					

取組項目-76	子どもを見守る工事現場事業の実施 【子どもを見守る工事現場事業】					
取組内容	市発注工事の請負業者の協力が得られ、安全に実施可能と判断できる工事現場を対象に、子どもたちへの声かけ等を行うとともに、必要に応じて不審者情報を警察に通報する。また、「子どもを見守る工事現場」であることの看板を設置する。					
計画値等	子どもを見守る工事現場実施率（％） ※子どもを見守る工事現場実施件数÷建設工事件数（単価契約を除く一般・指名競争入札）×100					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	30.6	32.0	32.5	33.0	33.5	34.0
担 当 課	管理契約課					
関 係 課	建設工事発注課（都市整備部各課、上下水道部各課、各総合支所農政建設課）					
関係機関等	工事請負業者					

取組項目-77	健康づくりウォーキングを活用した防犯活動の促進 【健康スポーツ推進事業】					
取組内容	日常的に行われているウォーキングを通した子どもの見守り活動を促進するため、ウォーキング大会において、子どもの見守り活動への協力を依頼する。					
計画値等	ウォーキング大会での防犯活動協力依頼回数（回）					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	14	14	14	14	14
担 当 課	スポーツ振興課					
関係機関等	各地域・各地区スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：10）

取組項目-78	あいさつ運動を通じた防犯意識の向上 〈再掲：取組項目-5〉 【あいさつふれあい推進事業】					
取組内容	教育機関・地域・行政機関等が一体となり、市を挙げて推進している「加須市あいさつ運動」を通じて規範意識の高揚を図るとともに、地域における絆が弱まっている現状において地域防犯力の向上を図る。					
計画値等	キャンペーン等の実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	10	10	10	10	10
担当課	学校教育課					
関係機関等	あいさつ運動推進委員会					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：5）

取組項目-79 新規	自主防犯活動を補完する新しい防犯活動の推進 〈再掲：取組項目-56〉 【防犯啓発事業】					
取組内容	地域防犯活動は息の長い活動が重要であり「できる人ができる時にできることから」を基本に、ペットの散歩やウォーキング・ジョギング等の中で地域の目を増やす、ながら防犯活動を推進する。					
計画値等	ながら防犯活動の周知等の回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	10	10	10	10	10
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-80	郵便局による防犯活動の促進 〈再掲：取組項目-63〉 【防犯啓発事業】					
取組内容	郵便局との包括連携協定に基づき、関係機関と連携し、防犯情報を提供するなど、特殊詐欺等の被害防止や子どもの見守り等の防犯活動を促進する。					
計画値等	防犯情報の提供・活動回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	郵便局、防犯協会、加須警察署					

取組項目-81	農業団体による防犯活動の促進 <再掲：取組項目-65> 【担い手育成支援事業】					
取組内容	農作業時における、児童・生徒の登下校時間帯の安全確保と見守り活動を促進する。					
計画値等	農業団体による子どもたちの見守り活動実施地域数（地域）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4	4	4	4
担 当 課	農業振興課、各総合支所農政建設課					
関係機関等	農業団体					

取組項目-82	女性団体による防犯活動の促進 <再掲：取組項目-66> 【女性人材育成事業】					
取組内容	市立小・中学校との連携を図り、女性団体による児童・生徒の登下校時の安全確保と見守り活動を促進する。					
計画値等	女性団体による子どもたちの見守り活動実施地域数（地域）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	4	4	4	4	4
担 当 課	人権・男女共同参画課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	女性団体					

取組項目-83	老人クラブによる防犯活動の促進 <再掲：取組項目-67> 【老人クラブ支援事業】					
取組内容	市立小・中学校との連携を図り、老人クラブによる児童・生徒の登下校時の安全確保と見守り活動を促進する。					
計画値等	老人クラブにおける防犯パトロール活動等実施団体の割合（％） ※防犯パトロール活動等実施単位老人クラブ数÷市内単位老人クラブ数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	35.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
担 当 課	高齢介護課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	老人クラブ					

取組項目-84	民間青色防犯パトロール活動の促進 <再掲：取組項目-58> 【自主防犯活動組織育成・支援事業】					
取組内容	市のほか、民間団体においても青色回転灯を装着した車両によるパトロールに取り組んでいただけるよう防犯研修会等の支援を行い、防犯活動の促進を図る。					
計画値等	民間の青色防犯パトロール設立団体数（団体） ※累計					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	4	5	6	7	8	9
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	民間青色防犯パトロール団体、防犯協会、加須警察署					

取組項目-85	市職員による防犯パトロールの実施 〈再掲：取組項目-69〉					
取組内容	市全職員で、各小学校の通学路を中心とした、青色回転灯装着車両による安全安心パトロールによる見守り活動と併せて、各種犯罪被害防止のための啓発を実施する。 また、公用車に防犯ステッカーを貼り、公用車で市内に外出する際に職員によるパトロールを実施する。					
計画値等 ①	全職員による青色防犯パトロール実施日数（日） 【全職員による青色回転灯パトロール事業】					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	213	200	200	200	200	200
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
計画値等 ②	道路・水路、建築、公園パトロール時に併せた通学路パトロールの回数（回） 【道路維持管理事業、水路維持管理事業、特定行政庁等建築行政事業、公園維持管理事業】					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	87	102	102	102	102	102
担 当 課	道路課、治水課、建築課、まちづくり課、各総合支所農政建設課					

(3) 防犯力を高める情報発信の充実

地域における防犯活動への理解促進を図るため、身近な犯罪等に関する情報提供を行うとともに、犯罪・防犯情報を迅速的確に伝達し、共有することで、市民一人ひとりの防犯力を高め、犯罪に対する抵抗性の強化を図ります。

また、犯罪・防犯情報の提供にあたっては、インターネットや広報紙等の多様な媒体を活用し、市民各層に広く伝わるように努めます。

■関連するSDGs



① メール等による犯罪・不審者情報及び防犯情報の発信

市内の犯罪発生状況や犯罪被害防止などの防犯に関わる情報などを、メール等様々な媒体を活用し、正確でタイムリーに提供し、誰もが最新の情報に接する機会を提供します。

取組項目-86	犯罪・不審者情報及び防犯情報の発信 【かぞホッとメール配信事業】					
取組内容	加須警察署・加須市・自治協力団体で締結した「犯罪情報の提供等に関する協定書」に基づく情報や犯罪被害防止のための情報など、市民等に対し迅速に発信する。 ※発信方法…かぞホッとメール、防災行政無線など					
計画値等 ①	情報発信の依頼から2時間以内にかぞホッとメールを配信した件数の割合（％） ※2時間以内にかぞホッとメールを配信した件数÷加須警察署から情報発信依頼を受けた件数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	77.5	100	100	100	100	100
計画値等 ②	かぞホッとメールによる防犯情報発信数（件）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	40	50	50	50	50	50
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係課	危機管理防災課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

② 各種広報媒体による防犯情報の提供

犯罪の発生状況や犯罪の手口、防犯対策等の防犯情報が広く市民等に対し伝達され、情報の共有化を図ることにより、防犯力を高め犯罪の被害に遭わないよう呼びかけます。

取組項目-87	市による防犯情報の提供 【防犯啓発事業】					
取組内容 ①	市内や県内の犯罪の発生状況や犯罪に遭わないための対策等の情報を、広報紙や市ホームページ、SNSを通じて幅広い年齢層に向けて積極的に提供する。					
計画値等	犯罪情報等の広報紙・市ホームページへの掲載回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	24	24	24	24	24	24
担当課	交通防犯課					
関係課	シティプロモーション課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					
取組内容 ② 新規	犯罪の発生状況等を掲載した「防犯チラシ」を発行し、市主催の会議等において積極的に情報提供するとともに、注意喚起・警戒を呼びかける。					
計画値等	防犯チラシの発行回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	12	12	12	12	12
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係課	全課					

取組項目-88	防犯協会による防犯情報の提供 【防犯啓発事業】					
取組内容 ①	防犯協会において、犯罪の手口、防犯対策、地域安全活動事例などを掲載した「地域安全ニュース」を発行し、自治協力団体を通じて回覧を行い、防犯対策の必要性を市民に意識啓発し、防犯に関する知識の普及を図る。					
計画値等	地域安全ニュースの発行回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	0	3	3	3	3	3
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					
取組内容 ②	防犯協会において、犯罪の発生状況等を掲載した「加須市防犯ニュース」を発行し、地域防犯活動団体等に積極的に提供するとともに、注意喚起・警戒を呼びかける。					
計画値等	加須市防犯ニュースの発行回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	12	12	12	12	12	12
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組内容①

※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施ができなかったものです。（令和元年度：4）

基本方針3 防犯環境の整備

(1) 道路・公園等における安全対策

道路・公園等の防犯性の更なる向上や安全対策を強化し、犯罪の起こりにくい環境づくりを引き続き推進します。

■関連するSDGs



① 道路・公園等の防犯上の配慮

道路や公園などにおいて、見通しの確保や暗がりの解消など犯罪防止に配慮した整備や管理に取り組みます。

取組項目-89	防犯性の高い道路の整備・維持管理の推進【街路樹維持管理事業】					
取組内容	防犯に配慮し、道路上での見通しを確保するため、定期的に植栽の適切な剪定を実施する。					
計画値等	道路沿線にある植樹帯（低木）の剪定割合（％） ※剪定実施路線数÷低木の植樹帯のある市道路線数×100					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	道路課、各総合支所農政建設課					

取組項目-90	防犯性の高い公園の整備・維持管理の推進【公園維持管理事業】					
取組内容	防犯に配慮し、周囲からの視線が遮られないよう見通しを確保し、死角とならないよう定期的に樹木の剪定を行うとともに、危険を回避できる明るさの確保のためのLED照明灯の設置・維持管理を実施する。					
計画値等 ①	植栽の剪定等を実施する公園の割合（％） ※剪定等実施公園数÷市管理の公園数（都市公園、開発公園、児童遊園地）×100					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
計画値等 ②	水銀ランプ照明灯からLED照明灯への交換灯数（灯） ※					
	令和2年度 （現状値）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	83	88	88	88	88	86
担当課	まちづくり課、各総合支所農政建設課					

※令和8年度 LED化率100%

取組項目-91	防犯性の高い水路の整備・維持管理の推進【水路持管理事業】					
取組内容	防犯に配慮し、周囲からの視線が遮られないよう見通しを確保するため、農業用排水路沿いの雑草等の刈り払いを自治協力団体を中心とした受益者へ依頼し、実施する。					
計画値等	自治協力団体の雑草刈り払い実施の割合（％） ※雑草刈り払い実施自治協力団体数÷自治協力団体数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担 当 課	治水課、各総合支所農政建設課					

(2) 防犯灯の設置推進等

夜間の犯罪等の防止及び交通事故防止を図るため、引き続き必要な箇所へのＬＥＤ防犯灯の設置に加え、事業者等によるＬＥＤ街路灯の整備を促進します。

■関連するSDGs



① ＬＥＤ防犯灯の設置管理等

生活道路を中心に自治協力団体からの要望に基づいたＬＥＤ防犯灯の設置や適切な維持管理を行うとともに、商店街へのＬＥＤ街路灯の整備を促進し、犯罪者が嫌う、明るい環境を作ります。

取組項目-92	ＬＥＤ防犯灯の設置及び維持管理の推進【防犯施設維持管理事業】					
取組内容	暗くて危険な箇所を解消するため、ＬＥＤ防犯灯を設置するとともに、既存ＬＥＤ防犯灯の維持管理を行う。					
計画値等	ＬＥＤ防犯灯新規設置数（基）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	91	100	100	100	100	100
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					

取組項目-93	商店街のLED街路灯整備の促進 【商店街共同施設支援事業】					
取組内容	商店街の賑わい創出や顧客の利便性向上を目的として、商店街が設置するLED街路灯の設置を支援し、犯罪の起こりにくい環境を整備する。					
計画値等	各商店街組合が管理する街路灯のLED化率（％） ※LED街路灯稼働基数÷街路灯稼働基数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	62.39	64	65	66	67	68
担当課	産業振興課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	商工会					

(3) 防犯カメラ等の設置推進等

地域の防犯力の向上に向けて、防犯活動を補完する防犯カメラの設置等により監視の目を確保するとともに、犯罪を企図する意志を減退させるため、防犯カメラが設置されている地域であることを周知し、犯罪の抑止効果を高めます。また、犯罪発生時には、警察等からの照会により画像の提供及び捜査へ協力を行い、被害拡大の防止に努めます。

■関連するSDGs



① 街頭防犯カメラの設置管理等

犯罪発生件数が多い場所などへの街頭防犯カメラの設置を行うとともに、防犯カメラの設置を希望する自治協力団体への支援を行うことで、犯罪発生を抑止します。

取組項目-94	防犯カメラの適正な設置及び維持管理等の推進 【防犯施設維持管理事業】					
取組内容	犯罪発生を抑止効果のある防犯カメラの新規箇所への設置及び維持管理を推進する。また、街頭などに防犯カメラが設置されている地域であることを周知等する。					
計画値等	市による防犯カメラの設置基数（基） ※累計					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	10	11	12	13	14	15
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					

取組項目-95	自治協力団体による防犯カメラ整備の促進 【防犯施設維持管理事業】					
取組内容	地域での自主的な防犯活動を補完し、犯罪発生を抑止を目的として、自治協力団体が設置する防犯カメラに対して補助金を交付し、防犯カメラの整備を促進する。また、整備促進にあたっては、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図る。					
計画値等	自治協力団体による防犯カメラの設置基数（基） ※累計					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	2	3	4	5	6
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	自治協力団体					

〈参考〉民間事業者による防犯カメラの設置状況（令和4年2月末現在）

市内の金融機関（銀行、郵便局、農協）及びコンビニエンスストアの設置状況 単位：事業所

	加須地域	騎西地域	北川辺地域	大利根地域	計
金融機関	19	5	3	6	33
コンビニエンスストア	29	8	4	7	48
計	48	13	7	13	81

※このほか、ガソリンスタンドを初め多くの事業所で防犯カメラが設置されております。

② ドライブレコーダーを活用した防犯対策 新規

録画中ステッカーを装着したドライブレコーダーを搭載した公用車を動く防犯カメラとして活用・周知することで、犯罪抑止力の強化を図ります。また、市内を走るドライブレコーダー搭載車が増加することにより、犯罪の抑止効果が期待できることから、ドライブレコーダーの搭載について市ホームページ等により広報啓発を行います。

取組項目-96	公用車へのドライブレコーダーの設置推進等 【車両管理事業、防犯啓発事業】					
取組内容	ドライブレコーダーを搭載した公用車を動く防犯カメラとして活用し、犯罪抑止力の強化を図るとともに、ドライブレコーダーの搭載について市ホームページ等により広報啓発を行う。					
計画値等	公用車へのドライブレコーダー設置割合（％） ※ドライブレコーダー搭載車両数÷市保有車両数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	29	31	35	40	45	50
担 当 課	総務課、交通防犯課					

(4) 適切な住環境の整備

防犯性の高い住宅等の普及を促進するとともに、犯罪だけでなく様々な面で悪影響を及ぼす懸念がある空地や空家などの適正な管理に向けた対策を、引き続き推進します。

■関連するSDGs



① 住宅の防犯対策

各種広報媒体や防犯講話に加え、相談会などで住まいの防犯対策の情報提供を行い、住宅に対する防犯意識を高めます。

取組項目-97	住まいの防犯対策の推進【建築物耐震改修促進事業】					
取組内容	住宅の相談会等に併せ、防犯対策に関するパンフレットなどを配布、周知し、被害に遭いにくい住宅になるよう意識啓発を図る。					
計画値等	住まいの防犯対策や簡易防犯診断を周知するためのイベント実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	1	3	3	3	3	3
担当課	建築課					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの実施ができなかったものです。（令和元年度：3）

取組項目-98 新規	住宅侵入盗被害を防止するための防犯部品等の普及啓発〈再掲：取組項目-47〉【防犯啓発事業】					
取組内容	防犯性の高い建物部品や補助錠の普及、警察庁「住まいる防犯110番」の活用などについて広報及び啓発を推進する。自転車盗は犯罪であるという意識を高めるための広報・啓発活動や関係機関等と連携した防犯活動を推進する。					
計画値等	広報・啓発活動の回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	—	10	10	10	10	10
担当課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

② 空地・空家等の適切な管理の促進

管理が行き届いていない空地、空家などについて、所有者等への指導等により、適正管理を促進します。

取組項目-99	空地の適正管理指導の実施【環境保全推進事業】					
取組内容	雑草等の繁茂により、近隣住民から相談のあった空地の所有者等に対し、適正管理指導等を実施する。					
計画値等	雑草等が繁茂している空地の所有者等に対する適正管理指導実施率（％） ※相談のあった空地数÷相談を受け対応した数（所有者等への指導等数）×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担 当 課	環境政策課、各総合支所地域振興課					

取組項目-100	遊休農地の把握と改善指導の実施【耕作放棄地解消事業】					
取組内容	農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施するとともに、遊休農地の所有者に対し、改善指導を行う。					
計画値等	農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地確認・農地パトロール等の実施回数（回）					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	13	13	13	13	13	13
担 当 課	農業委員会、各総合支所農政建設課					
関係機関等	農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進委員）					

取組項目-101	空家等の適正管理指導の実施【空家等解消対策事業】					
取組内容	雑草等の繁茂により、近隣住民から相談のあった空家等の所有者等に対し、適正管理指導等を実施する。					
計画値等	雑草等が繁茂している空家等の所有者等に対する適正管理指導実施率（％） ※相談のあった空家等数÷相談を受け対応した数（所有者等への指導等数）×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					

(5) 学校、幼稚園、保育園等における安全対策 **重点**

児童・生徒の登下校時及び学校等施設内の子どもの安全確保のため、地域ぐるみで通学路の安全体制の整備を進めるとともに、防犯に配慮した学校等施設の適切な管理を推進し、防犯性の向上を図ります。

■関連するSDGs



① 通学路等における児童・生徒の安全確保

児童・生徒の通学路等の安全を確保するため、学校、PTA等による通学路等のパトロール活動を推進し、通学路等における防犯環境整備を引き続き推進します。

取組項目-102	通学路等パトロール活動の推進 【通学路安全対策事業】					
取組内容	教職員とPTAの連携による通学路のパトロールを行い、不審者から子どもたちを守る。さらに、通学路に潜む危険箇所を明らかにし、関係機関と連携して、子どもたちの安全を確保する。					
計画値等	市立各小・中学校教職員とPTAによる通学路パトロール活動実施率（％） ※通学路パトロール活動実施数÷市立小・中学校数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	学校教育課					
関係機関等	市立小・中学校PTA、加須警察署					

取組項目-103	市職員による防犯パトロールの実施 〈再掲：取組項目-69〉					
取組内容	市全職員で、各小学校の通学路を中心とした、青色回転灯装着車両による安全安心パトロールによる見守り活動と併せて、各種犯罪被害防止のための啓発を実施する。 また、公用車に防犯ステッカーを貼り、公用車で市内に外出する際に職員によるパトロールを実施する。					
計画値等 ①	全職員による青色防犯パトロール実施日数（日）					
	【全職員による青色回転灯パトロール事業】					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	213	200	200	200	200	200
担 当 課	交通防犯課、各総合支所地域振興課					
計画値等 ②	道路・水路、建築、公園パトロール時に併せた通学路パトロールの回数（回）					
	【道路維持管理事業、水路維持管理事業、特定行政庁等建築行政事業、公園維持管理事業】					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	87	102	102	102	102	102
担 当 課	道路課、治水課、建築課、まちづくり課、各総合支所農政建設課					

② 不審者からの安全確保対策

学校、幼稚園、保育園、その他子育て関連施設において、不審者の侵入による子どもへの犯罪被害の防止及び安全確保のため、防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備など、安全教育を引き続き推進します。

取組項目-104	市立小・中学校における不審者侵入防止対策の実施					
	【学校いきいきステーション事業】					
取組内容	不測の事態に、児童・生徒が安全な場所へ避難できるよう、防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備などを行う。					
計画値等	市立小・中学校の防犯訓練実施率（％）					
	※防犯訓練の実施校数÷市立小・中学校数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担 当 課	学校教育課					
関 係 課	市立小・中学校					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-105	市内幼稚園における不審者侵入防止対策の実施 【公立幼稚園管理運営事業】					
取組内容	不測の事態に、子どもたちが安全な場所へ避難できるよう、防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備などを行う。					
計画値等	市内幼稚園の防犯訓練実施率（％） ※防犯訓練の実施園数÷市内公立幼稚園数×100 令和4年2月時点：民間幼稚園0					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	23	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課					
関係課	学校教育課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

※新型コロナウイルス感染症の影響により、例年通りの実施ができなかったものです。（令和元年度：100）

取組項目-106	教職員を対象とした防犯教室の実施 【学校いきいきステーション事業、公立幼稚園管理運営事業】					
取組内容	警察等と連携し、防犯教室を実施し、防犯に対する知識と技能を身に付け、子どもたちを守る体制を強化する。					
計画値等	市立幼稚園・小学校・中学校における教職員を対象とした防犯教室の実施率（％） ※防犯教室の実施園・校数÷市立幼稚園・小学校・中学校数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	学校教育課、こども保育課					
関係課	市立幼稚園・小・中学校					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-107	市内保育所（園）における不審者侵入防止対策の実施 【公立保育所管理運営事業、民間保育所運営委託事業】					
取組内容	各施設が作成した防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備などを行う。					
計画値等	市内保育所（園）の防犯訓練実施率（％） ※防犯訓練の実施所（園）数÷市内公立・民間保育所（園）数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-108	市内放課後児童クラブにおける不審者侵入防止対策の実施 【公立放課後児童健全育成事業、民間放課後児童健全育成事業】					
取組内容	各施設が作成した防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備などを行う。					
計画値等	市内放課後児童クラブの防犯訓練実施率（％） ※防犯訓練の実施クラブ数÷市内公立・民間放課後児童クラブ数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-109	市内子育て支援センターにおける防犯訓練の実施 【子育て支援センター事業】					
取組内容	各施設が作成した防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備などを行う。					
計画値等	市内子育て支援センターにおける防犯訓練の実施率（％） ※防犯訓練の実施センター数÷市内公立・民間子育て支援センター数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	90	100	100	100	100	100
担当課	子育て支援課、各総合支所市民福祉健康課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

取組項目-110 新規	市内児童館等における防犯訓練の実施 【子どもの居場所づくり事業】					
取組内容	各施設が作成した防犯対策マニュアル等に基づき、不審者侵入などを想定した防犯訓練の実施や防犯用具の配備などを行う。					
計画値等	市内児童館等における防犯訓練の実施率（％） ※防犯訓練の実施児童館等数÷市内公立・民間児童館等数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	子育て支援課					
関係機関等	防犯協会、加須警察署					

③ 防犯に配慮した施設整備等の推進

学校、幼稚園、保育園、その他子育て関連施設の防犯性を確保するため、防犯に配慮し、子どもたちが安全に安心して教育・保育等が受けられる施設整備等を引き続き推進します。

取組項目-111	市立小・中学校施設の安全点検・管理の実施 【小学校管理運営事業、中学校管理運営事業】					
取組内容	各市立小・中学校での日常の安全点検等により、施設の防犯上の危険箇所を把握し、各市立小・中学校と連携して、適宜修繕を実施する。					
計画値等	危険箇所修繕率（％） ※危険箇所修繕数÷防犯上必要な危険箇所数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	教育総務課					
関係課	市立小・中学校					

取組項目-112	市内幼稚園施設の安全点検・管理の実施 【公立幼稚園管理運営事業】					
取組内容	市内各幼稚園において施設を点検の上、防犯上の危険箇所を修理することで、安心して施設での生活が送れるようにする。					
計画値等	危険箇所修繕率（％） ※危険箇所修繕数÷防犯上必要な危険箇所数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課					
関係課	学校教育課					

取組項目-113	市内保育所（園）施設の安全点検・管理の実施 【公立保育所管理運営事業、民間保育所運営委託事業】					
取組内容	市内保育所（園）において施設を点検の上、防犯上の危険箇所を修理することで、安心して施設での生活が送れるようにする。					
計画値等	危険箇所修繕率（％） ※危険箇所修繕数÷防犯上必要な危険箇所数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担当課	こども保育課					

取組項目-114	市内放課後児童クラブの安全点検・管理の実施 【公立放課後児童健全育成事業、民間放課後児童健全育成事業】					
取組内容	安心して施設を利用できるよう、放課後児童健全育成事業者が各施設を点検の上、防犯上危険箇所の修繕を適宜実施する。					
計画値等	危険箇所修繕率（％） ※危険箇所修繕数÷防犯上必要な危険箇所数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担 当 課	こども保育課、各総合支所市民福祉健康課					

取組項目-115	市内子育て支援センターの安全点検・管理の実施 【子育て支援センター事業】					
取組内容	安心して施設を利用できるよう、各施設の安全点検や保守、防犯上危険箇所の修繕を適宜実施する。					
計画値等	危険箇所修繕率（％） ※危険箇所修繕数÷防犯上必要な危険箇所数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担 当 課	子育て支援課、各総合支所市民福祉健康課					

取組項目-116 新規	市内児童館等の安全点検・管理の実施 【子どもの居場所づくり事業】					
取組内容	安心して施設を利用できるよう、各施設の安全点検や保守、防犯上危険箇所の修繕を適宜実施する。					
計画値等	危険箇所修繕率（％） ※危険箇所修繕数÷防犯上必要な危険箇所数×100					
	令和2年度 (現状値)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	100	100	100	100	100	100
担 当 課	子育て支援課					

第3次加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画における取組項目一覧

基本方針1 防犯意識の向上	取組名	基本方針2 防犯体制の整備	取組名	基本方針3 防犯環境の整備	取組名
	1 地域安全・暴力排除推進大会の開催		30 自主防犯組織の設立・育成支援と防犯活動の促進		58 防犯性の高い道路の整備・維持管理の推進
	2 街頭キャンペーンの実施		31 自治協力団体等が開催する防犯研修の支援		59 防犯性の高い公園の整備・維持管理の推進
	3 幅広い層を対象とした警察官による防犯講話の実施		32 地域防犯推進委員による防犯活動の促進		60 防犯性の高い水路の整備・維持管理の推進
	4 生涯学習講座における被害防止講座等の開催		33 自主防犯活動団体等に対する表彰等の実施		61 防犯灯の設置及び維持管理の推進
	5 あいさつ運動を通じた防犯意識の向上		34 自主防犯活動を補完する新しい防犯活動の推進		62 商店街のLED街路灯整備の促進
	6 地域のイベント等での啓発活動の実施		35 商工会による防犯活動の促進		63 防犯カメラの適正な設置及び維持管理等の推進
	7 防犯看板等の掲示		36 民間青色防犯パトロール活動の促進		64 自治協力団体による防犯カメラ整備の促進
	8 「減らそう犯罪の日」(10月11日)一斉パトロール等の推進		37 コンビニエンスストアとの連携による防犯活動の促進		65 公用車へのドライブレコーダーの設置推進等
	9 かぞっとメール(安全安心情報)利用登録の促進		38 金融機関防犯協力会との連携による防犯活動の促進		66 住まいの防犯対策の推進
	10 市立小・中学校における防犯教育等の実施		39 販売防犯連絡協議会との連携による防犯活動の促進		67 空地の適正管理指導の実施
	11 市内幼稚園における安全教育の実施		40 自転車防犯協会との連携による防犯活動の促進		68 遊休農地の把握と改善指導の実施
	12 市内保育所(園)における安全教育の実施		41 郵便局による防犯活動の促進		69 空家等の適正管理指導の実施
	13 スポーツ少年団指導者母集団研修会を通じた防犯活動の推進		42 民生委員・児童委員協議会による防犯活動の促進		70 通学路等パトロール活動の推進
	14 青少年非行防止・万引き防止等の啓発活動の推進		43 農業団体による防犯活動の促進		71 市立小・中学校における不審者侵入防止対策の実施
	15 街頭補導活動等の実施		44 女性団体による防犯活動の促進		72 市内幼稚園における不審者侵入防止対策の実施
	16 非行防止教室の開催		45 老人クラブによる防犯活動の促進		73 教職員を対象とした防犯教室の実施
	17 敬老会での特殊詐欺等防止啓発の実施		46 ライフライン事業者等との連携による防犯活動の促進		74 市内保育所(園)における不審者侵入防止対策の実施
	18 ふれあいサロンでの特殊詐欺等防止啓発の実施		47 市職員による防犯パトロールの実施		75 市内放課後児童クラブにおける不審者侵入防止対策の実施
	19 老人クラブでの特殊詐欺等防止啓発の実施		48 防犯協会による防犯パトロールの実施		76 市内子育て支援センターにおける防犯訓練の実施
	20 消費生活センターにおける啓発等		49 防犯のまちづくり推進協議会など地域総ぐるみによる防犯体制の強化		77 市内児童館等における防犯訓練の実施
	21 犯罪被害者支援制度の周知		50 学校応援団やスクールガード・リーダーによる防犯活動の実施		78 市立小・中学校施設の安全点検・管理の実施
	22 こころの健康相談の活用促進		51 「子ども110番の家」の普及・促進		79 市内幼稚園施設の安全点検・管理の実施
	23 消費生活相談や市民相談の活用促進		52 防災行政無線を活用した下校時の見守り活動の促進		80 市内保育所(園)施設の安全点検・管理の実施
	24 市ホームページ等での啓発等		53 子どもを見守る工事現場事業の実施		81 市内放課後児童クラブの安全点検・管理の実施
	25 市民等への啓発等		54 健康づくりウォーキングを活用した防犯活動の促進		82 市内子育て支援センターの安全点検・管理の実施
	26 放置自転車の撤去		55 犯罪・不審者情報及び防犯情報の発信		83 市内児童館等の安全点検・管理の実施
	27 住宅侵入盗被害を防止するための防犯部品等の普及啓発		56 市による防犯情報の提供		
	28 暴力団排除啓発の実施		57 防犯協会による防犯情報の提供		
	29 市による暴力団排除の実施				

※全取組(116項目)のうち、再掲(33項目)を除く。

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画の基本理念を実現するためには、市、市民、事業者及び土地建物所有者等がそれぞれの役割に応じた取組ができるよう、また、相互に連携、協力して取組を推進できるよう、取り組む必要があります。

これらに加えて、地域、警察などの関係機関・団体等とも連携を図ることにより、ソフト・ハード両面から防犯のまちづくりを総合的に推進してまいります。

(1) 各主体の役割

○市の役割

市は、防犯のまちづくりを推進するための必要な措置を講じるとともに、市民、事業者、土地建物所有者等及び関係機関と連携を図り推進します。

○市民の役割

市民は、日常生活における自らの必要な防犯措置を講じるとともに、地域における防犯活動に自主的に取り組むよう努めなければなりません。また、市が実施する施策に協力するよう努める必要があります。

○事業者の役割

事業者は、事業者が所有又は管理する施設及び事業活動に関し、自ら防犯のまちづくりのために必要な措置を講じるとともに、地域における防犯活動へ協力するよう努めなければなりません。また、市が実施する施策に協力するよう努める必要があります。

○土地建物所有者等の役割

土地建物所有者等は、土地建物所有者等が所有又は管理する土地若しくは建物その他の工作物に関し、自ら防犯のまちづくりのために必要な措置を講じるとともに、地域における防犯活動へ協力するよう努めなければなりません。また、市が実施する施策に協力するよう努める必要があります。

(2) 加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会

市民の代表者、防犯関連事業所等の関係者、防犯活動団体等の関係者、関係機関の職員等で構成される「加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会」において、計画に基づく施策の実施状況を定期的に検証・評価するとともに、防犯のまちづくりに必要な事項等を審議します。

(3) 庁内推進体制

本計画に掲載した施策や取組も含め、防犯のまちづくりに関する施策等に関係する部局の課長級職員で構成する「加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画庁内推進委員会」において、庁内関係部局の情報共有を図るとともに、全庁一体となって推進します

2 進行管理

本計画の進行管理の考え方については、「加須市やぐるまマネジメントサイクル」に基づき、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Action）に基づいて、進捗状況を毎年度点検・評価を実施します。

また、犯罪の発生状況や推進協議会等の意見等を踏まえながら、より効果的な事業の展開に努めてまいります。

資料編

○加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進条例

平成 22 年 3 月 23 日
条例第 122 号

私たちのまち加須市は、埼玉県東北部に位置し、恵まれた豊かな自然環境のもと、市民が安全で安心して生活できるようにするために、防犯のまちづくりを推進している。

本市では、防犯灯の整備促進をはじめ、青色回転灯による防犯パトロールや携帯電話の機能を活用し、市民に犯罪情報などを配信する「かぞホッとメール」、そして自治会による自主防犯パトロールなど、ハード・ソフトの両面から様々な防犯活動に取り組んでいる。

しかし、近年、自転車盗や車上ねらいなどの街頭犯罪や空き巣などの侵入盗などが多発傾向にあり、私たちの日常生活を脅かしている。また、犯罪内容も多様化、凶悪化、低年齢化してきている。

このような犯罪を未然に防止するためには、市、市民、事業者、警察などの関係機関が連携を密にしながら協働し、犯罪を起こさせにくい環境づくりが必要である。つまり、地域総ぐるみで様々な防犯活動に取り組み、犯罪者に「ここでの犯行は無理だ」と思わせるまちにする必要がある。

ここに、私たちは、地域住民や関係機関などと協働しながら犯罪の防止に力を合わせて更に取り組む、犯罪がなく誰もが住み続けたいような「安全で安心なまち加須市」を築くため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、防犯のまちづくりを推進するため、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の役割を示し、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 関係機関 埼玉県、市の区域を管轄する警察機関及び市内において防犯に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 防犯のまちづくりは、市、市民、事業者及び土地建物所有者等が、自らの地域は自らで守るという連帯意識のもとに、それぞれが人権を尊重しつつ、役割を担い、密接な連携を図りながら協働することにより、自主的な防犯活動が積極的に推進され、犯罪のない地域社会を実現することを基本理念として、推進するものとする。

(市の役割)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、防犯のまちづくりを推進するために、次に掲げる事項について必要な施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識の高揚を図ること。
- (2) お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。
- (3) 子どもを犯罪被害から守ること。
- (4) 安全な都市環境の整備を図ること。
- (5) 規範意識の高揚を図ること。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者、土地建物所有者等及び関係機関と連携を図るものとする。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 日常生活における安全の確保
- (2) 安全確保のために必要な防犯措置

- (3) 地域における防犯活動への積極的な参加
- (4) 防犯教育のための講演会、研修会等への参加
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域における防犯活動を推進するために必要な事項

2 市民は、市が実施する防犯のまちづくりを推進するために必要な施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、事業者が所有し、若しくは管理する施設又は事業活動に関し、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 事業活動における安全の確保
- (2) 施設等の防犯対策
- (3) 従業員への防犯意識の啓発
- (4) 地域における防犯活動への協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域における防犯活動を推進するために必要な事項

2 事業者は、市が実施する防犯のまちづくりを推進するために必要な施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の役割)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念に基づき、土地建物所有者等が所有し、又は管理する土地又は建物その他の工作物に関し、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 安全確保のために必要な防犯措置
- (2) 地域における防犯活動への協力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域における防犯活動を推進するために必要な事項

2 土地建物所有者等は、市が実施する防犯のまちづくりを推進するために必要な施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、市民、事業者、土地建物所有者等及び関係機関と連携し、防犯のまちづくりを推進するための必要な施策について、総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

(推進計画の策定)

第9条 市は、防犯のまちづくりを推進するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するための計画を策定するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する

○加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会設置要綱

平成23年11月15日市長決裁

(設置)

第1条 加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進条例（平成22年加須市条例第122号）第8条及び第9条の規定に基づき、防犯のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための体制を整備し、加須市防犯のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）の策定等を行うため、加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) 防犯のまちづくりの更なる推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、防犯のまちづくりに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員26人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体等の代表者
- (2) 民間企業、民間団体等の代表者
- (3) 市以外の関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境安全部交通防犯課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前の日前にこの要綱による改正前の加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会設置要綱第3条2項各号の規定により委嘱された協議会の委員は、この要綱による改正後の

加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進協議会設置要綱第3条2項各号の規定により委嘱された委員会の委員とみなす。

○加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画庁内推進委員会設置要綱

平成23年11月15日市長決裁

(設置)

第1条 加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）の策定及び進行管理並びにその他防犯施策の推進に関する協議を行うため、加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び改訂に関すること。
- (2) 推進計画の進行管理に関すること。
- (3) その他防犯施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には環境安全部長を、副委員長には環境安全部副部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、やむを得ない事情がある場合には、代理による出席を認めるものとする。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境安全部交通防犯課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。

別表（第3条関係）

加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画庁内推進委員

市民相談室長	
総合政策部	管理契約課長
総務部	総務課
	人権・男女共同参画課長
環境安全部	部長
	副部長
	環境政策課長
	交通防犯課
経済部	産業振興課長
	農業振興課長
こども局	子育て支援課長
	こども保育課長
福祉部	地域福祉課長
	高齢介護課長
健康医療部	健康医療推進課長
	いきいき健康長寿課長
都市整備部	まちづくり課長
	道路課長
	治水課長
騎西総合支所	地域振興課長
北川辺総合支所	地域振興課長
大利根総合支所	地域振興課長
生涯学習部	教育総務課長
	生涯学習課長
	スポーツ振興課長
学校教育部	学校教育課長
農業委員会	農業委員会事務局次長

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団を排除するための活動(以下「暴力団排除活動」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定めることにより、市民の安全及び平穏な生活を確保し、並びに社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団排除活動は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金等を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者の連携協力の下に推進されなければならない。

2 何人も、暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の活動又は運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)と不適切な関係を有しないようにしなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の協力を得るとともに、埼玉県(以下「県」という。)及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むとともに、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業(事業の準備を含む。以下同じ。)により暴力団を利用することとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、市又は警察に対し、当該情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(市の事業における措置)

第 6 条 市は、その公共工事その他の事業により暴力団を利用することとならないよう必要な措置を講じるものとする。

(市民等に対する支援)

第 7 条 市は、市民等が相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動及び広報活動)

第 8 条 市は、市民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団排除活動の推進に対する気運を醸成するため、集会の開催その他の啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(青少年に対する教育のための措置)

第 9 条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する中学校をいう。)において、その生徒が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。

(県への協力)

第 10 条 市は、県が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力するものとする。

2 市は、県が実施する暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情

報を提供するものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第 11 条 市は、暴力団排除活動の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るものとする。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する

第3次加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画

令和4年3月発行

発行 加須市

編集 環境安全部 交通防犯課

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

電話 0480-62-1111（代表）